

1 1 就労系サービス等に係る留意事項

ニ 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 559 単位に所要時間 1 時間 30 分
から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数

第 2 自立生活援助

自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,556 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 1,089 単位

ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,165 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 816 単位

《訓練系・就労系サービス》

第 1 自立訓練(機能訓練)

機能訓練サービス費(1日につき)

イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)

(1) 利用定員が 20 人以下 795 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 710 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 675 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 647 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 610 単位

ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 249 単位

(2) 所要時間 1 時間以上の場合 571 単位

ニ 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 557 単位に所要時間 1 時間 30 分
から計算して所要時間が 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数

第 2 自立生活援助

自立生活援助サービス費

イ 自立生活援助サービス費(Ⅰ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,547 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 1,083 単位

ロ 自立生活援助サービス費(Ⅱ)

(1) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 未満 1,158 単位

(2) 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が 30 以上 811 単位

《訓練系・就労系サービス》

第 1 自立訓練(機能訓練)

機能訓練サービス費(1日につき)

イ 機能訓練サービス費(Ⅰ)

(1) 利用定員が 20 人以下 791 単位

(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 707 単位

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 672 単位

(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 644 単位

(5) 利用定員が 81 人以上 607 単位

ロ 機能訓練サービス費(Ⅱ)

(1) 所要時間 1 時間未満の場合 248 単位

(2) 所要時間 1 時間以上の場合 570 単位

| | | | |
|-----------------------|---------------|-----------------------|---------------|
| (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 | <u>734 単位</u> | (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 | <u>732 単位</u> |
| ハ 共生型機能訓練サービス費 | <u>699 単位</u> | ハ 共生型機能訓練サービス費 | <u>696 単位</u> |
| ニ 基準該当機能訓練サービス費 | <u>699 単位</u> | ニ 基準該当機能訓練サービス費 | <u>696 単位</u> |
| 第2 自立訓練（生活訓練） | | 第2 自立訓練（生活訓練） | |
| 生活訓練サービス費（1日につき） | | 生活訓練サービス費（1日につき） | |
| イ 生活訓練サービス費（I） | | イ 生活訓練サービス費（I） | |
| (1) 利用定員が20人以下 | <u>747 単位</u> | (1) 利用定員が20人以下 | <u>744 単位</u> |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | <u>667 単位</u> | (2) 利用定員が21人以上40人以下 | <u>664 単位</u> |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | <u>634 単位</u> | (3) 利用定員が41人以上60人以下 | <u>631 単位</u> |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | <u>609 単位</u> | (4) 利用定員が61人以上80人以下 | <u>606 単位</u> |
| (5) 利用定員が81人以上 | <u>572 単位</u> | (5) 利用定員が81人以上 | <u>570 単位</u> |
| ロ 生活訓練サービス費（II） | | ロ 生活訓練サービス費（II） | |
| (1) 所要時間1時間未満の場合 | <u>249 単位</u> | (1) 所要時間1時間未満の場合 | <u>248 単位</u> |
| (2) 所要時間1時間以上の場合 | <u>571 単位</u> | (2) 所要時間1時間以上の場合 | <u>570 単位</u> |
| (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 | <u>734 単位</u> | (3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合 | <u>732 単位</u> |
| ハ 生活訓練サービス費（III） | | ハ 生活訓練サービス費（III） | |
| (1) 利用期間が2年間以内の場合 | <u>270 単位</u> | (1) 利用期間が2年間以内の場合 | <u>268 単位</u> |
| (2) 利用期間が2年間を超える場合 | <u>163 単位</u> | (2) 利用期間が2年間を超える場合 | <u>162 単位</u> |
| ニ 生活訓練サービス費（IV） | | ニ 生活訓練サービス費（IV） | |
| (1) 利用期間が3年間以内の場合 | <u>270 単位</u> | (1) 利用期間が3年間以内の場合 | <u>268 単位</u> |
| (2) 利用期間が3年間を超える場合 | <u>163 単位</u> | (2) 利用期間が3年間を超える場合 | <u>162 単位</u> |
| ホ 共生型生活訓練サービス費 | <u>664 単位</u> | ホ 共生型生活訓練サービス費 | <u>661 単位</u> |
| ヘ 基準該当生活訓練サービス費 | <u>664 単位</u> | ヘ 基準該当生活訓練サービス費 | <u>661 単位</u> |

第3 就労移行支援

就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費（I）

(1) 利用定員が20人以下

| | |
|----------------------------------|----------|
| (一) 就労定着者の割合が100分の50以上 | 1,094 単位 |
| (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満 | 939 単位 |
| (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満 | 811 単位 |
| (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満 | 689 単位 |
| (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満 | 567 単位 |
| (六) 就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。） | 527 単位 |
| (七) 就労定着者の割合が零 | 502 単位 |

(2) 利用定員が21人以上40人以下

| | |
|----------------------------------|----------|
| (一) 就労定着者の割合が100分の50以上 | 1,004 単位 |
| (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満 | 845 単位 |
| (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満 | 717 単位 |
| (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満 | 630 単位 |
| (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満 | 515 単位 |
| (六) 就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。） | 466 単位 |
| (七) 就労定着者の割合が零 | 444 単位 |

(3) 利用定員が41人以上60人以下

| | |
|---------------------------------|--------|
| (一) 就労定着者の割合が100分の50以上 | 973 単位 |
| (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満 | 821 単位 |
| (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満 | 685 単位 |

第3 就労移行支援

就労移行支援サービス費（1日につき）

イ 就労移行支援サービス費（I）

(1) 利用定員が20人以下

| | |
|----------------------------------|----------|
| (一) 就労定着者の割合が100分の50以上 | 1,089 単位 |
| (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満 | 935 単位 |
| (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満 | 807 単位 |
| (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満 | 686 単位 |
| (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満 | 564 単位 |
| (六) 就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。） | 524 単位 |
| (七) 就労定着者の割合が零 | 500 単位 |

(2) 利用定員が21人以上40人以下

| | |
|----------------------------------|--------|
| (一) 就労定着者の割合が100分の50以上の場合 | 999 単位 |
| (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満 | 841 単位 |
| (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満 | 714 単位 |
| (四) 就労定着者の割合が100分の20以上100分の30未満 | 627 単位 |
| (五) 就労定着者の割合が100分の10以上100分の20未満 | 513 単位 |
| (六) 就労定着者の割合が100分の10未満（零の場合を除く。） | 464 単位 |
| (七) 就労定着者の割合が零 | 442 単位 |

(3) 利用定員が41人以上60人以下

| | |
|---------------------------------|--------|
| (一) 就労定着者の割合が100分の50以上 | 968 単位 |
| (二) 就労定着者の割合が100分の40以上100分の50未満 | 817 単位 |
| (三) 就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満 | 682 単位 |

| | | | |
|-----------------------------------------|---------------|-----------------------------------------|---------------|
| (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満 | <u>595 単位</u> | (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満 | <u>592 単位</u> |
| (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満 | <u>506 単位</u> | (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満 | <u>504 単位</u> |
| (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。) | <u>445 単位</u> | (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。) | <u>443 単位</u> |
| (七) 就労定着者の割合が零 | <u>424 単位</u> | (七) 就労定着者の割合が零 | <u>422 単位</u> |
| (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 | | (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 | |
| (一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上 | <u>919 単位</u> | (一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上 | <u>915 単位</u> |
| (二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満 | <u>780 単位</u> | (二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満 | <u>776 単位</u> |
| (三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満 | <u>639 単位</u> | (三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満 | <u>636 単位</u> |
| (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満 | <u>543 単位</u> | (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満 | <u>540 単位</u> |
| (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満 | <u>485 単位</u> | (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満 | <u>483 単位</u> |
| (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。) | <u>416 単位</u> | (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。) | <u>414 単位</u> |
| (七) 就労定着者の割合が零 | <u>396 単位</u> | (七) 就労定着者の割合が零 | <u>394 単位</u> |
| (5) 利用定員が 81 人以上 | | (5) 利用定員が 81 人以上 | |
| (一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上 | <u>887 単位</u> | (一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上 | <u>883 単位</u> |
| (二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満 | <u>744 単位</u> | (二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満 | <u>740 単位</u> |
| (三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満 | <u>600 単位</u> | (三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満 | <u>597 単位</u> |
| (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満 | <u>497 単位</u> | (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満 | <u>495 単位</u> |
| (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満 | <u>468 単位</u> | (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満 | <u>466 単位</u> |
| (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。) | <u>389 単位</u> | (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。) | <u>387 単位</u> |
| (七) 就労定着者の割合が零 | <u>371 単位</u> | (七) 就労定着者の割合が零 | <u>369 単位</u> |
| □ 就労移行支援サービス費(Ⅱ) | | □ 就労移行支援サービス費(Ⅱ) | |
| (1) 利用定員が 20 人以下 | | (1) 利用定員が 20 人以下 | |
| (一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上 | <u>714 単位</u> | (一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上 | <u>710 単位</u> |
| (二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満 | <u>612 単位</u> | (二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満 | <u>609 単位</u> |

| | | | |
|-----------------------------------------|---------------|-----------------------------------------|---------------|
| (三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満 | <u>529 単位</u> | (三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満 | <u>526 単位</u> |
| (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満 | <u>449 単位</u> | (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満 | <u>447 単位</u> |
| (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満 | <u>369 単位</u> | (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満 | <u>367 単位</u> |
| (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。) | <u>343 単位</u> | (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。) | <u>341 単位</u> |
| (七) 就労定着者の割合が零 | <u>327 単位</u> | (七) 就労定着者の割合が零 | <u>325 単位</u> |
| (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 | | (2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下 | |
| (一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上 | <u>658 単位</u> | (一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上 | <u>655 単位</u> |
| (二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満 | <u>556 単位</u> | (二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満 | <u>553 単位</u> |
| (三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満 | <u>471 単位</u> | (三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満 | <u>469 単位</u> |
| (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満 | <u>414 単位</u> | (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満 | <u>412 単位</u> |
| (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満 | <u>339 単位</u> | (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満 | <u>337 単位</u> |
| (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。) | <u>306 単位</u> | (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。) | <u>304 単位</u> |
| (七) 就労定着者の割合が零 | <u>292 単位</u> | (七) 就労定着者の割合が零 | <u>290 単位</u> |
| (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 | | (3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下 | |
| (一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上 | <u>625 単位</u> | (一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上 | <u>622 単位</u> |
| (二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満 | <u>529 単位</u> | (二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満 | <u>526 単位</u> |
| (三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満 | <u>441 単位</u> | (三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満 | <u>439 単位</u> |
| (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満 | <u>383 単位</u> | (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満 | <u>381 単位</u> |
| (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満 | <u>326 単位</u> | (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満 | <u>324 単位</u> |
| (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。) | <u>287 単位</u> | (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。) | <u>285 単位</u> |
| (七) 就労定着者の割合が零 | <u>272 単位</u> | (七) 就労定着者の割合が零 | <u>271 単位</u> |
| (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 | | (4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下 | |
| (一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上 | <u>618 単位</u> | (一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上 | <u>615 単位</u> |
| (二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満 | <u>524 単位</u> | (二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満 | <u>521 単位</u> |

| | | | |
|-----------------------------------------|---------------|-----------------------------------------|---------------|
| (三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満 | <u>430 単位</u> | (三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満 | <u>428 単位</u> |
| (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満 | <u>365 単位</u> | (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満 | <u>363 単位</u> |
| (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満 | <u>326 単位</u> | (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満 | <u>324 単位</u> |
| (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。) | <u>278 単位</u> | (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。) | <u>277 単位</u> |
| (七) 就労定着者の割合が零 | <u>266 単位</u> | (七) 就労定着者の割合が零 | <u>265 単位</u> |
| (5) 利用定員が 81 人以上 | | (5) 利用定員が 81 人以上 | |
| (一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上 | <u>614 単位</u> | (一) 就労定着者の割合が 100 分の 50 以上 | <u>611 単位</u> |
| (二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満 | <u>515 単位</u> | (二) 就労定着者の割合が 100 分の 40 以上 100 分の 50 未満 | <u>512 単位</u> |
| (三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満 | <u>416 単位</u> | (三) 就労定着者の割合が 100 分の 30 以上 100 分の 40 未満 | <u>414 単位</u> |
| (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満 | <u>344 単位</u> | (四) 就労定着者の割合が 100 分の 20 以上 100 分の 30 未満 | <u>342 単位</u> |
| (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満 | <u>324 単位</u> | (五) 就労定着者の割合が 100 分の 10 以上 100 分の 20 未満 | <u>322 単位</u> |
| (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。) | <u>269 単位</u> | (六) 就労定着者の割合が 100 分の 10 未満 (零の場合を除く。) | <u>268 単位</u> |
| (七) 就労定着者の割合が零 | <u>257 単位</u> | (七) 就労定着者の割合が零 | <u>256 単位</u> |
| 第 4 就労継続支援 A 型 | | 第 4 就労継続支援 A 型 | |
| 就労継続支援 A 型サービス費 (1 日につき) | | 就労継続支援 A 型サービス費 (1 日につき) | |
| イ 就労継続支援 A 型サービス費 (I) | | イ 就労継続支援 A 型サービス費 (I) | |
| (1) 利用定員が 20 人以下 | | (1) 利用定員が 20 人以下 | |
| (一) 1 日の平均労働時間数が 7 時間以上の場合 | <u>618 単位</u> | (一) 1 日の平均労働時間数が 7 時間以上の場合 | <u>615 単位</u> |
| (二) 1 日の平均労働時間数が 6 時間以上 7 時間未満の場合 | <u>606 単位</u> | (二) 1 日の平均労働時間数が 6 時間以上 7 時間未満の場合 | <u>603 単位</u> |
| (三) 1 日の平均労働時間数が 5 時間以上 6 時間未満の場合 | <u>597 単位</u> | (三) 1 日の平均労働時間数が 5 時間以上 6 時間未満の場合 | <u>594 単位</u> |
| (四) 1 日の平均労働時間数が 4 時間以上 5 時間未満の場合 | <u>589 単位</u> | (四) 1 日の平均労働時間数が 4 時間以上 5 時間未満の場合 | <u>586 単位</u> |
| (五) 1 日の平均労働時間数が 3 時間以上 4 時間未満の場合 | <u>501 単位</u> | (五) 1 日の平均労働時間数が 3 時間以上 4 時間未満の場合 | <u>498 単位</u> |
| (六) 1 日の平均労働時間数が 2 時間以上 3 時間未満の場合 | <u>412 単位</u> | (六) 1 日の平均労働時間数が 2 時間以上 3 時間未満の場合 | <u>410 単位</u> |

| | | | |
|------------------------------|---------------|------------------------------|---------------|
| (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>324 単位</u> | (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>322 単位</u> |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | | (2) 利用定員が21人以上40人以下 | |
| (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 | <u>549 単位</u> | (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 | <u>546 単位</u> |
| (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 | <u>539 単位</u> | (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 | <u>536 単位</u> |
| (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 | <u>531 単位</u> | (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 | <u>528 単位</u> |
| (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 | <u>524 単位</u> | (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 | <u>521 単位</u> |
| (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 | <u>445 単位</u> | (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 | <u>443 単位</u> |
| (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 | <u>366 単位</u> | (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 | <u>364 単位</u> |
| (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>287 単位</u> | (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>286 単位</u> |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | | (3) 利用定員が41人以上60人以下 | |
| (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 | <u>516 単位</u> | (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 | <u>513 単位</u> |
| (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 | <u>506 単位</u> | (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 | <u>503 単位</u> |
| (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 | <u>499 単位</u> | (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 | <u>496 単位</u> |
| (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 | <u>492 単位</u> | (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 | <u>489 単位</u> |
| (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 | <u>417 単位</u> | (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 | <u>415 単位</u> |
| (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 | <u>343 単位</u> | (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 | <u>341 単位</u> |
| (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>269 単位</u> | (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>268 単位</u> |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | | (4) 利用定員が61人以上80人以下 | |
| (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 | <u>506 単位</u> | (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 | <u>503 単位</u> |
| (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 | <u>497 単位</u> | (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 | <u>494 単位</u> |
| (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 | <u>490 単位</u> | (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 | <u>487 単位</u> |
| (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 | <u>482 単位</u> | (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 | <u>480 単位</u> |
| (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 | <u>410 単位</u> | (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 | <u>408 単位</u> |
| (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 | <u>337 単位</u> | (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 | <u>335 単位</u> |

| | | | |
|------------------------------|---------------|------------------------------|---------------|
| (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>264 単位</u> | (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>263 単位</u> |
| (5) 利用定員が81人以上 | | (5) 利用定員が81人以上 | |
| (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 | <u>490 単位</u> | (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 | <u>487 単位</u> |
| (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 | <u>479 単位</u> | (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 | <u>477 単位</u> |
| (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 | <u>472 単位</u> | (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 | <u>470 単位</u> |
| (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 | <u>466 単位</u> | (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 | <u>464 単位</u> |
| (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 | <u>395 単位</u> | (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 | <u>393 単位</u> |
| (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 | <u>326 単位</u> | (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 | <u>324 単位</u> |
| (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>256 単位</u> | (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>255 単位</u> |
| □ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ) | | □ 就労継続支援A型サービス費(Ⅱ) | |
| (1) 利用定員が20人以下 | | (1) 利用定員が20人以下 | |
| (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 | <u>563 単位</u> | (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 | <u>560 単位</u> |
| (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 | <u>552 単位</u> | (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 | <u>549 単位</u> |
| (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 | <u>544 単位</u> | (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 | <u>541 単位</u> |
| (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 | <u>537 単位</u> | (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 | <u>534 単位</u> |
| (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 | <u>456 単位</u> | (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 | <u>454 単位</u> |
| (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 | <u>375 単位</u> | (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 | <u>373 単位</u> |
| (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>295 単位</u> | (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>293 単位</u> |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | | (2) 利用定員が21人以上40人以下 | |
| (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 | <u>502 単位</u> | (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 | <u>499 単位</u> |
| (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 | <u>493 単位</u> | (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 | <u>490 単位</u> |
| (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 | <u>485 単位</u> | (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 | <u>483 単位</u> |
| (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 | <u>478 単位</u> | (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 | <u>476 単位</u> |
| (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 | <u>405 単位</u> | (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 | <u>403 単位</u> |

| | | | |
|------------------------------|---------------|------------------------------|---------------|
| (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 | <u>334 単位</u> | (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 | <u>332 単位</u> |
| (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>262 単位</u> | (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>261 単位</u> |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | | (3) 利用定員が41人以上60人以下 | |
| (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 | <u>466 単位</u> | (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 | <u>464 単位</u> |
| (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 | <u>457 単位</u> | (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 | <u>455 単位</u> |
| (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 | <u>450 単位</u> | (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 | <u>448 単位</u> |
| (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 | <u>444 単位</u> | (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 | <u>442 単位</u> |
| (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 | <u>377 単位</u> | (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 | <u>375 単位</u> |
| (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 | <u>311 単位</u> | (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 | <u>309 単位</u> |
| (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>244 単位</u> | (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>243 単位</u> |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | | (4) 利用定員が61人以上80人以下 | |
| (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 | <u>456 単位</u> | (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 | <u>454 単位</u> |
| (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 | <u>447 単位</u> | (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 | <u>445 単位</u> |
| (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 | <u>441 単位</u> | (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 | <u>439 単位</u> |
| (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 | <u>435 単位</u> | (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 | <u>433 単位</u> |
| (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 | <u>369 単位</u> | (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 | <u>367 単位</u> |
| (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 | <u>304 単位</u> | (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 | <u>302 単位</u> |
| (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>239 単位</u> | (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>238 単位</u> |
| (5) 利用定員が81人以上 | | (5) 利用定員が81人以上 | |
| (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 | <u>440 単位</u> | (一) 1日の平均労働時間数が7時間以上の場合 | <u>438 単位</u> |
| (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 | <u>432 単位</u> | (二) 1日の平均労働時間数が6時間以上7時間未満の場合 | <u>430 単位</u> |
| (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 | <u>426 単位</u> | (三) 1日の平均労働時間数が5時間以上6時間未満の場合 | <u>424 単位</u> |
| (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 | <u>420 単位</u> | (四) 1日の平均労働時間数が4時間以上5時間未満の場合 | <u>418 単位</u> |
| (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 | <u>356 単位</u> | (五) 1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合 | <u>354 単位</u> |

| | | | |
|------------------------------|---------------|------------------------------|---------------|
| (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 | <u>294 単位</u> | (六) 1日の平均労働時間数が2時間以上3時間未満の場合 | <u>292 単位</u> |
| (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>230 単位</u> | (七) 1日の平均労働時間数が2時間未満の場合 | <u>229 単位</u> |
| 第5 就労継続支援B型 | | 第5 就労継続支援B型 | |
| 就労継続支援B型サービス費（1日につき） | | 就労継続支援B型サービス費（1日につき） | |
| イ 就労継続支援B型サービス費（I） | | イ 就労継続支援B型サービス費（I） | |
| (1) 利用定員が20人以下 | | (1) 利用定員が20人以下 | |
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>649 単位</u> | (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>645 単位</u> |
| (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>624 単位</u> | (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>621 単位</u> |
| (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>612 単位</u> | (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>609 単位</u> |
| (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>600 単位</u> | (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>597 単位</u> |
| (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>589 単位</u> | (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>586 単位</u> |
| (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>574 単位</u> | (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>571 単位</u> |
| (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>565 単位</u> | (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>562 単位</u> |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | | (2) 利用定員が21人以上40人以下 | |
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>575 単位</u> | (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>572 単位</u> |
| (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>555 単位</u> | (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>552 単位</u> |
| (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>544 単位</u> | (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>541 単位</u> |
| (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>534 単位</u> | (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>531 単位</u> |
| (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>524 単位</u> | (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>521 単位</u> |
| (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>511 単位</u> | (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>508 単位</u> |
| (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>503 単位</u> | (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>500 単位</u> |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | | (3) 利用定員が41人以上60人以下 | |
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>540 単位</u> | (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>537 単位</u> |

| | | | |
|----------------------------|---------------|----------------------------|---------------|
| (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>521 単位</u> | (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>518 単位</u> |
| (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>511 単位</u> | (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>508 単位</u> |
| (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>501 単位</u> | (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>498 単位</u> |
| (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>492 単位</u> | (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>489 単位</u> |
| (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>479 単位</u> | (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>476 単位</u> |
| (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>472 単位</u> | (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>469 単位</u> |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | | (4) 利用定員が61人以上80人以下 | |
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>530 単位</u> | (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>527 単位</u> |
| (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>511 単位</u> | (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>508 単位</u> |
| (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>502 単位</u> | (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>499 単位</u> |
| (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>492 単位</u> | (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>489 単位</u> |
| (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>483 単位</u> | (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>480 単位</u> |
| (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>471 単位</u> | (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>468 単位</u> |
| (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>463 単位</u> | (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>460 単位</u> |
| (5) 利用定員が81人以上 | | (5) 利用定員が81人以上 | |
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>513 単位</u> | (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>510 単位</u> |
| (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>494 単位</u> | (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>491 単位</u> |
| (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>485 単位</u> | (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>482 単位</u> |
| (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>476 単位</u> | (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>473 単位</u> |
| (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>467 単位</u> | (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>464 単位</u> |
| (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>454 単位</u> | (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>452 単位</u> |
| (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>447 単位</u> | (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>445 単位</u> |
| □ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ) | | □ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ) | |
| (1) 利用定員が20人以下 | | (1) 利用定員が20人以下 | |

| | | | |
|----------------------------|---------------|----------------------------|---------------|
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>590 単位</u> | (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>587 単位</u> |
| (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>568 単位</u> | (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>565 単位</u> |
| (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>558 単位</u> | (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>555 単位</u> |
| (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>547 単位</u> | (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>544 単位</u> |
| (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>537 単位</u> | (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>534 単位</u> |
| (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>523 単位</u> | (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>520 単位</u> |
| (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>515 単位</u> | (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>512 単位</u> |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | | (2) 利用定員が21人以上40人以下 | |
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>526 単位</u> | (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>523 単位</u> |
| (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>507 単位</u> | (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>504 単位</u> |
| (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>497 単位</u> | (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>494 単位</u> |
| (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>488 単位</u> | (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>485 単位</u> |
| (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>479 単位</u> | (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>476 単位</u> |
| (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>467 単位</u> | (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>464 単位</u> |
| (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>460 単位</u> | (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>457 単位</u> |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | | (3) 利用定員が41人以上60人以下 | |
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>489 単位</u> | (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>486 単位</u> |
| (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>471 単位</u> | (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>468 単位</u> |
| (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>462 単位</u> | (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>459 単位</u> |
| (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>452 単位</u> | (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>450 単位</u> |
| (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>444 単位</u> | (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>442 単位</u> |
| (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>433 単位</u> | (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>431 単位</u> |
| (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>426 単位</u> | (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>424 単位</u> |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | | (4) 利用定員が61人以上80人以下 | |

| | | | |
|----------------------------|---------------|----------------------------|---------------|
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>479 単位</u> | (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>476 単位</u> |
| (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>461 単位</u> | (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>458 単位</u> |
| (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>452 単位</u> | (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>450 単位</u> |
| (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>443 単位</u> | (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>441 単位</u> |
| (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>435 単位</u> | (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>433 単位</u> |
| (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>424 単位</u> | (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>422 単位</u> |
| (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>417 単位</u> | (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>415 単位</u> |
| (5) 利用定員が81人以上 | | (5) 利用定員が81人以上 | |
| (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>462 単位</u> | (一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 | <u>459 単位</u> |
| (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>444 単位</u> | (二) 平均工賃月額が3万円以上4万5千円未満の場合 | <u>442 単位</u> |
| (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>436 単位</u> | (三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 | <u>434 単位</u> |
| (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>428 単位</u> | (四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 | <u>426 単位</u> |
| (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>420 単位</u> | (五) 平均工賃月額が1万円以上2万円未満の場合 | <u>418 単位</u> |
| (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>409 単位</u> | (六) 平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合 | <u>407 単位</u> |
| (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>403 単位</u> | (七) 平均工賃月額が5千円未満の場合 | <u>401 単位</u> |

第6 就労定着支援

就労定着支援サービス費（1月につき）

イ 利用者数が20人以下

| | | | |
|-----------------------|-----------------|-----------------------|-----------------|
| (1) 就労定着率が9割以上の場合 | <u>3,215 単位</u> | (1) 就労定着率が9割以上の場合 | <u>3,200 単位</u> |
| (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 | <u>2,652 単位</u> | (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 | <u>2,640 単位</u> |
| (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 | <u>2,130 単位</u> | (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 | <u>2,120 単位</u> |
| (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 | <u>1,607 単位</u> | (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 | <u>1,600 単位</u> |
| (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 | <u>1,366 単位</u> | (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 | <u>1,360 単位</u> |

| | | | |
|-----------------------|-----------------|-----------------------|-----------------|
| (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 | <u>1,206 単位</u> | (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 | <u>1,200 単位</u> |
| (7) 就労定着率が1割未満の場合 | <u>1,045 単位</u> | (7) 就労定着率が1割未満の場合 | <u>1,040 単位</u> |
| ロ 利用者数が21人以上40人以下 | | ロ 利用者数が21人以上40人以下 | |
| (1) 就労定着率が9割以上の場合 | <u>2,572 単位</u> | (1) 就労定着率が9割以上の場合 | <u>2,560 単位</u> |
| (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 | <u>2,122 単位</u> | (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 | <u>2,112 単位</u> |
| (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 | <u>1,704 単位</u> | (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 | <u>1,696 単位</u> |
| (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 | <u>1,286 単位</u> | (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 | <u>1,280 単位</u> |
| (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 | <u>1,093 単位</u> | (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 | <u>1,088 単位</u> |
| (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 | <u>964 単位</u> | (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 | <u>960 単位</u> |
| (7) 就労定着率が1割未満の場合 | <u>836 単位</u> | (7) 就労定着率が1割未満の場合 | <u>832 単位</u> |
| ハ 利用者数が41人以上 | | ハ 利用者数が41人以上 | |
| (1) 就労定着率が9割以上の場合 | <u>2,411 単位</u> | (1) 就労定着率が9割以上の場合 | <u>2,400 単位</u> |
| (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 | <u>1,989 単位</u> | (2) 就労定着率が8割以上9割未満の場合 | <u>1,980 単位</u> |
| (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 | <u>1,597 単位</u> | (3) 就労定着率が7割以上8割未満の場合 | <u>1,590 単位</u> |
| (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 | <u>1,206 単位</u> | (4) 就労定着率が5割以上7割未満の場合 | <u>1,200 単位</u> |
| (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 | <u>1,025 単位</u> | (5) 就労定着率が3割以上5割未満の場合 | <u>1,020 単位</u> |
| (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 | <u>904 単位</u> | (6) 就労定着率が1割以上3割未満の場合 | <u>900 単位</u> |
| (7) 就労定着率が1割未満の場合 | <u>784 単位</u> | (7) 就労定着率が1割未満の場合 | <u>780 単位</u> |

《相談系サービス》

第1 計画相談支援費

イ サービス利用支援費

(1) サービス利用支援費(I) 1,462 単位

(2) サービス利用支援費(II) 731 単位

《相談系サービス》

第1 計画相談支援費

イ サービス利用支援費

(1) サービス利用支援費(I) 1,458 単位

(2) サービス利用支援費(II) 729 単位

5 障害者の就労支援の推進等について

(1) 就労系障害福祉サービスの適正かつ効果的な運営について

① 就労移行支援について

(ア) 一般就労への移行の促進について

就労移行支援は、就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、障害者の適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な支援を提供するものであり、障害者の一般就労への移行を実現することを趣旨とする障害福祉サービスである。

これまでも就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供を行っていない場合には、これまでの報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する報酬の減算割合を強化するなどの対応を行ってきた。

また、一般就労への移行実績がない事業所や就労定着者（一般就労への移行後、就労した企業等に連続して6か月以上雇用されている者）の実績が数年間に渡ってゼロである事業所に対しては、就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供が行われていないことから、都道府県等におかれては、重点的に指導を実施するようお願いしてきた。

第5期障害福祉計画では、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者を平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを目標値として設定することを基本とすることとされており、この目標値を達成するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すこととされている。【関連資料1】

一方、一般就労への移行率別の施設割合の推移とみると、前年度の移行者数がゼロである事業所の割合について、都道府県毎に大きくバラツキがある状況であることから、各地域においてその原因等の分析を進め、対応策を検討していく必要がある。【関連資料2】

このため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局、医療機関等の関係機関との連携体制を整備し、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議などを設け、障害福祉計画の目標値の達成に向けた取組の推進等、地域一丸となって統一的に一般就労への移行や定着に向けた施策を進めていく体制を構築するようお願いする。

例えば、商工会議所などとも連携の上、地域の産業を把握し、障害者が行える仕事の切り出しを整理した上で、職場開拓を行うことや、施設外就労を活用することも有効であることから、就労移行支援事業所とも連携して一般就労への移行等を進めていただきたい。

なお、大分県では、地域生活支援事業の特別推進事業として、就労継続支援事業所等への訪問・巡回を積極的に行うとともに、企業訪問も行い職場実習先を確保するなど、関係機関等が連携し、一般企業への就労を促進する取組を行っているので、このような取組も参考にしつつ、地域全体での取り組みを行っていただくようお願いする。【関連資料3】

(イ) 報酬改定等について

平成30年4月から就労移行支援に係る基本報酬は、障害者の意向及び適性に応じた一般就労への移行を推進するため、一般就労への移行実績だけでなく、就労移行支援を受けた後就労しその後6か月定着した者の割合（前年度において、就労移行支援を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合）に応じた報酬体系とし、就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供が行われている事業所をより評価している。

また、障害者基本計画（第4次）では、「就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図る。また、好事例等を収集し周知することで支援ノウハウの共有を図り、就労の質を向上させる。」こととしている。

このため、現在、国では多くの一般就労者を出し、かつ職場定着率が高い支援を行っている事業所の支援内容や取組内容の整理し、全国の就労移行支援事業所の取組の参考にさせていただくため、「就労移行支援事業所における効果的な支援と就労定着支援の実態及び課題に係る調査研究」（平成30年度障害者総合福祉推進事業）を実施している。

調査結果がまとまり次第、各都道府県や関係団体等に周知することとしているので、当該調査研究の結果も参考にしながら、支援の質の向上に取り組むとともに、一般就労に向けた取組を推進していただきたい。

さらに、本年度4月から新たに就労定着支援事業を創設しているところであるが、国保連データによると、平成30年10月現在、事業所数としては561事業所、利用者数としては3,495人となっている。

しかしながら、就労移行支援事業所が3,303事業所（平成30年10月現在）であることも踏まえれば、全ての就労移行支援事業所において実施できる体制が整っていないと考えられる。

職場定着をより一層推進していくためには、一般就労の訓練の段階から携わっていた職員による定着支援がより効果的であることから、制度創設の趣旨も踏まえ、できる限り全ての就労移行支援事業所において取り組んでいただくよう都道府県等においても働きかけていただきたい。

② 就労継続支援 A 型について

就労継続支援 A 型事業は、通常の事業所に雇用されることが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結による就労機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援等を行うものである。

このため、就労継続支援 A 型事業者は、最低賃金の支払い等の労働関係法令を遵守した上で、利用者に対し、自立した日常生活及び社会生活が送れるように必要な支援を行うことが求められる。

しかしながら、就労継続支援 A 型については、

- ・ 本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員（基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」）がフルタイムで就労している事例
 - ・ 利用者も就労継続支援 A 型事業の従業者も短時間の利用とすることによって、浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例
 - ・ 就労機会の提供に際し収益の上がらない仕事しか提供しない事例
- など、本来の就労継続支援 A 型事業の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切である事例が近年報告されていたことから、これまでも報酬改定等において、事業運営の適正化を図ってきたところである。

さらに、平成 29 年 4 月にはこれに加え、指定基準等の改正により、

- ・ 障害福祉計画上の必要サービス量を確保できている場合、指定権者は新たな指定をしないことを可能にする（いわゆる「総量規制の導入」）
- ・ 利用者本人の希望を踏まえた個別支援計画の作成
- ・ 生産活動にかかる収入から経費を除いた額が、利用者の賃金総額を上回っていなければならない

等の対応を図ったところであり、これらの経緯を踏まえ、以下の取組をお願いする。

（参考：これまでの就労継続支援 A 型に関する報酬・基準の見直し）

| 時期 | 対応内容 |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 24 年 10 月 | 利用者のうち短時間利用者の占める割合が多い場合の減算（90%、75%）措置の創設（平成 24 年度報酬改定） |
| 平成 27 年 9 月 | 指定就労継続支援 A 型における適正な事業運営に向けた指導について（課長通知） ① 暫定支給決定の適正な運用の依頼 ② 不適切な事業運営の事例を示すとともに、指導ポイントの明示 （不適切な事例） |

| | |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・収益の上がない仕事しか提供せず、生産活動による収益だけでは最低賃金を支払うことが困難 ・全ての利用者の労働時間を一律に短時間 ・一定期間経過後に事業所を退所させている |
| 平成 27 年 10 月 | 短時間利用減算の仕組みを利用者割合から平均利用時間に見直すとともに、減算割合（90%～30%）を強化（平成 27 年度報酬改定） |
| 平成 28 年 3 月 | <p>就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）における適切なサービス提供の推進について（課長通知）</p> <p>① <u>暫定支給決定を要しない場合の基準を明確化及び市町村間で差が出ないように都道府県の関与の依頼</u></p> <p>② 不適切な事例に対し再度、指導後の改善見込みがない場合の勧告、命令等の措置を講ずることを依頼</p> |
| 平成 29 年 4 月 | <p>指定基準について、就労の質を向上させるため、以下について新たに規定</p> <p>① 生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない</p> <p>② 賃金を自立支援給付から支払うことを原則禁止（ただし、経営改善計画書を提出している場合はこの限りではない。）</p> <p>③ 利用者が長く働きたいと希望する場合には、継続的アセスメントを踏まえて、その希望を踏まえた就労の機会の提供をしなければならない</p> <p>また、障害者総合支援法施行規則を改正し、障害者を含む幅広い関係者の意見を反映し策定される障害福祉計画上の必要サービス量が確保できている場合、自治体は新たに就労継続支援A型事業所の指定をしないことを可能した。</p> |

（ア）就労継続支援A型の新規指定時の取扱いについて

就労継続支援A型の事業所数については、近年の大きな伸びと比して、直近の伸びは鈍化しているものの、数次にわたる事業運営の適正化等の中であって、依然として増加している状況にある。【関連資料4】

このため、新規指定時には、改めて、就労の機会の提供にあたって収益の上がる仕事の提供が想定されているか、自立支援給付費等を充てなくとも生産活動収入から最低賃金が支払える事業計画となっているかを必ず確認した上で、指定の可否を判断すること。

なお、当然のことながら、事業計画に沿った事業運営が可能なのかどうかについては、書類上の審査だけでなく、事業計画上に記載されている収入を確保するために、どのような販路があり、どのように売り上げ

を確保するのか、競合他社と比べてどのようなことが優位な点となるのかなども含めて挙証資料の提出と併せてヒアリングを通じてしっかりと確認すること。

また、障害保健福祉担当部局のみで指定の可否を判断できない場合には、必要に応じて産業施策担当部局等経営判断に知見有する部局の協力を仰ぐなど、組織内での横断的な連携体制の構築を図ること。

加えて、都道府県等だけでは指定の可否を判断できない場合には、自立支援協議会その他都道府県等が必要と認めた者の意見を聴取の上、判断すること。

さらに、新規指定後半年程度を目途に実地指導を実施し、生産活動等が事業計画に沿った最低賃金を支払うことのできる内容になっているのか等を確認することとし、指定基準に違反する事項がある場合には、文書指導、勧告等の必要な措置を講ずるようお願いしたい。

ただし、事業開始時には減価償却費が高額な場合等もあることから、都道府県等が、今後明らかに収益改善が見込まれると認める場合には、経営改善計画書を提出させ、経営改善に向けた指導と厚生労働省の予算事業を活用した必要な経営改善に資する支援も行っていただくようお願いする。

(イ) 就労継続支援 A 型の経営改善等について

生産活動収支から利用者賃金が支払われていない場合には、経営改善計画書を作成し、提出を求めることとしている。

経営改善計画書については、平成 29 年 3 月の通知において、更に 1 年間の経営改善計画書を作成することを認める場合には、一定の要件を満たす場合に再計画の提出も認める取扱いとしていたが、平成 30 年度から就労継続支援 A 型の報酬体系が改定されることも踏まえ、

- ・ 生産活動に係る事業の収入額が利用者に支払う賃金総額以上である場合
- ・ 提出済みの経営改善計画に基づく改善の取り組みについて、具体的に実施しており、今後経営改善の見込みがあると指定権者が認めた場合

には、当面の間、広く再計画の提出を認めることとした。【関連資料 5】

経営改善計画書を提出させる取扱いは、事業所を廃止させることが目的ではなく、あくまで健全な運営となるよう努力を促すことにあることに改めて留意し、指定権者としても、工賃向上計画支援等事業も活用しつつ、指導と支援という観点での取り組みをお願いする。

なお、経営改善状況等の把握、判断においては、指定の可否の判断における対応と同様に、必要に応じて産業施策担当部局等経営判断に知見有する部局から助言を得るなど、組織内での横断的な連携を図ること。

また、各事業所の経営改善の取組を支援する機関のひとつとして、中

小企業、小規模事業者から経営上のあらゆる相談に無料でお応えする「よろず支援拠点」が全国に設置されており、よろず支援拠点の中には、就労継続支援 A 型・B 型も含めて経営改善事例を作り上げたいと協力的である拠点もあることから、事業所の方々にも「よろず支援拠点」のような支援機関の活用も検討していただくよう都道府県等から依頼していただきたい。

(参考 URL：よろず支援拠点)

<https://yorozu.smrj.go.jp/base/>

国においても、就労継続支援 A 型事業所が健全な運営となるように、以下の調査研究を実施しているため、各都道府県等にはこれらの調査研究について広く就労継続支援 A 型事業所にも周知していただきたい。

また、平成 31 年度の工賃向上計画支援等事業については、全都道府県において就労継続支援 A 型事業所の経営改善支援が実施可能となるように予算を確保したので、当該補助事業を活用した支援についても検討いただきたい。

- 就労継続支援 A 型・B 型の賃金・工賃の向上に関するモデル事例収集と成功要因の分析にかかる調査研究（平成 29 年度障害者総合福祉推進事業）

就労継続支援 A 型については、平成 26 年度には生産活動収支から利用賃金の支払いができていなかったが、平成 28 年度には生産活動収支から利用者賃金の支払いができるようになった事例を主に掲載している。

(調査結果)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000307924.pdf>

- 就労継続支援 A 型事業所の経営改善に関する調査研究（平成 30 年度障害者総合福祉推進事業）

主に平成 29 年度に経営改善計画書を提出した就労継続支援 A 型事業所のうち、平成 29 年度中に生産活動収支から賃金を支払えるようになった事例を経営改善のポイント等も含めて整理し、周知することとしている。整理でき次第、各都道府県、関係団体等に周知するので当該調査研究も参考に経営改善や経営改善支援に取り組んでいただきたい。

(ウ) 報酬改定等について

平成 30 年 4 月から就労継続支援 A 型に係る報酬については、賃金向上や就労の質の向上を図るため、

- ・ 労働時間が長いほど、利用者の賃金の増加につながることや、支援コストがかかることから、平均労働時間に応じた 7 段階の基本報酬を設定
- ・ 販路の拡大、付加価値のある商品開発等を行う賃金向上のための

指導員を配置し、利用者のキャリアアップの仕組みを設けた場合に、報酬を加算

- ・ 就労継続支援 A 型事業による支援を経て一般企業への移行者を出した場合の加算の強化等の対応を行った。

このような改定を行った中で、直近（平成 29 年度）における就労継続支援 A 型事業所利用者の全国平均の賃金月額は 74,085 円、対前年比 3,365 円（4.8%増）となっている。

平成 18 年度の制度創設以降、精神障害のある方の利用者数が増え続ける一方、精神障害のある方は週 20 時間以上 30 時間未満の働き方が多い傾向にあったため、平均賃金月額が減少傾向にあったが、近年は増加傾向にある。【関連資料 6】

今年度から就労継続支援 A 型に対し、都道府県が経営改善に係る支援を行う場合は、工賃向上計画支援等事業の基本事業の補助対象とするとともに、工賃向上計画支援等事業の農福連携による障害者の就農促進プロジェクトにおいて就労継続支援 A 型事業所も補助対象としている。

来年度からは、就労継続支援 A 型に対する経営改善に係る支援について全都道府県で実施していただくよう必要な予算を確保しているので、就労継続支援 A 型に対する経営改善のための支援について検討いただきたい。

各都道府県におかれては、指定都市や中核市とも連携しつつ、指定都市や中核市に所在する事業所も含めて、これらの予算事業を活用し、賃金の向上のための経営改善等の支援を行うようお願いする。

（エ）事業廃止に伴う利用者の再就職先の確保について

一昨年から昨年にかけて、一部の地域における就労継続支援 A 型事業所を運営する法人において、事業による収益を社会福祉事業とは言えない投機的な事業に充てた結果、法人全体の経営が悪化し、廃業に至るなど、障害者が大量に解雇される事案が発生した。

就労継続支援 A 型事業所が廃止される場合には、まず利用者の再就職先等を確保することが最優先事項であり、障害者総合支援法に基づき、まずは廃止する事業者の責任において、利用者の再就職先等の調整を行うこととなるが、各自治体においても、他の就労継続支援 A 型事業所等への再就職先等の確保に向けて、相談支援事業所、ハローワークや労働局などの関係機関とも協力しながら、就職面接会を開催するなど、再就職を希望する方をしっかりと支援していただくようお願いする。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正を行い、障害福祉サービスの事業等を廃止する場合の届出事項を次のとおり明確化したので、各都道府県等におかれては、指定事業者に徹底していただくようお願いする。【関連資料 7】

- ・ 現に指定障害福祉サービス等を受けている者に対する措置
- ・ 現に指定障害福祉サービス等を受けている者の氏名等及び引き続きサービスの提供を希望する旨の申出の有無
- ・ 引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等を提供する他の事業者名

(オ) 特定求職者雇用開発助成金の取扱いについて

就労継続支援A型事業所に対する特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という。）の取扱いについては、就労継続支援A型事業所による障害者の雇入れが特開金の趣旨に合致するものであるか否かによって個別に判断することを原則としつつも、暫定支給決定（障害者本人にとって当該事業の利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間を設定した支給決定をいう。以下同じ。）を経た障害者を雇い入れる場合は、支給対象外としてきたところである。

平成28年度に、市町村における暫定支給決定に係る実務に混乱が生じているものとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づく「地方分権改革に関する提案募集」（平成28年）において、一部の市町村等より、暫定支給決定の基準の明確化とあわせて、特開金の支給基準の見直しを求めた提案があったところであり、平成28年12月に

- 就労継続支援A型事業所に係る暫定支給決定の対象となった障害者のうち、雇入れ当初に締結した雇用契約において、「継続して雇用することが確実」であることが明確である者に限り、特開金の支給対象とする
- 平成27年10月から全ての事業所について、過去に特開金を利用して雇い入れた者の離職率が50%を超える場合には不支給とする離職割合要件を設定しているが、就労継続支援A型事業所についてはその割合を25%とする

という見直しが行われることが、各都道府県労働局に通知され、平成29年5月1日以降に雇用される者については、暫定支給決定が行われた利用者であっても、上記要件を満たしていれば当該助成金の対象となった。

なお、就労継続支援A型事業所の利用にあたり、原則として暫定支給決定を行うことについては、適正なサービスを支給決定する観点から必要なことであることから、引き続き、管内市町村及び事業所等に対し周知徹底をお願いしたい。

また、平成29年7月14日職発0714第5号「雇用安定事業の実施等について」により、就労継続支援A型事業所において、平成29年7月18日以降に雇用される者に係る特定求職者雇用開発助成金のうち、特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース及び

生活保護受給者等雇用開発コースの支給については、当該助成金の申請を行う就労継続支援A型事業所が障害者総合支援法に基づく、勧告又は指定の取消し若しくは効力の停止を受けた場合に不支給とする要領の改正が厚生労働省から各都道府県労働局に通知されている。

各都道府県、指定都市、中核市においては、就労継続支援A型事業所に対し、勧告又は指定の取消し若しくは効力の停止を行った場合は、当該事業所の名称及び所在地について、その所在地を所管する都道府県労働局の職業安定部職業対策課に情報提供するようお願いするとともに、引き続き、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課就労支援係にも当該事業所に係る情報を提供していただきたい。【関連資料8】

③ 就労継続支援B型について

(ア) 報酬改定等について

平成30年4月から就労継続支援B型に係る報酬については、工賃の向上を通じた、利用者の地域での自立した日常生活及び社会生活を支援するため

- ・ 利用者に支払う工賃が高いほど、利用者の自立した生活や、生産活動に労力を要することから、平均工賃月額に応じた7段階の基本報酬を設定
- ・ 就労継続支援B型事業による支援を経て一般企業への移行者を出した場合の加算の強化

等の対応を行った。

このような改定を行った中で、直近（平成29年度）における就労継続支援B型事業所利用者の全国平均の工賃月額は15,603円、対前年度比308円増（2%増）となっている。平均工賃月額は、平成20年度以降、毎年増加しており、制度創設当初の平成18年度から27.6%上昇している。【関連資料9】

各事業所や各地方自治体のご尽力により、就労継続支援B型事業所利用者の平均工賃はわずかずつ増加してきているが、7.7%の事業所で平均工賃が5千円を下回っており、その中には、運営基準で定める工賃の最低水準である3千円を下回っている事業所もある。【関連資料10】

就労継続支援B型事業所は、就労や生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うものであることから、障害者の能力評価を行った上で、個別支援計画に位置づけしっかりと就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うことが必要である。

なお、平均工賃月額が3千円を下回る事業所については、運営基準を遵守していないことが明確であることから、重点的に指導を行うとともに、経営改善に向けた支援もお願いしたい。

また、指導後も改善の見込みがない場合には、地域活動支援センター

への移行や、法に基づいた勧告、命令等の措置を講ずることが必要となってくる。

さらには、そもそも就労継続支援B型事業の指定の可否を判断する段階において、平均工賃月額が3千円を上回るような申請内容になっているかについて事業計画も提出させた上で確認すべきであることをご認識いただきたい。

また、現在、国における予算事業（モデル事業）において、今年度は、主に平均工賃月額が1万円未満の事業所において、受託法人からの支援を受けて、平均工賃月額が倍増になった実支援事例を整理しており、現在整理している事例の中には、工賃向上とともに利用者のやりがいを高め、利用率を高めることができた事例などの実事例を経営改善のポイントも含め整理している。

今後、各都道府県、関係団体等に周知する予定であるので、こうした実事例も参考にしつつ、各地域の実状に即した支援内容を検討し、工賃向上に実行性ある支援に取り組んでいただくようお願いしたい。【関連資料 11】

（イ）工賃向上計画を推進するための基本的な指針について

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが大変重要である。

これまで、工賃向上に資する取組を進めてきたところであるが、平成30年度以降も引き続き工賃向上計画に基づいた取組を推進することとする。

今回の工賃向上計画を推進するための基本的な指針の一部改正では、新たに他部局等との連携による障害者の就労機会の創出等を加えている。

農業や観光業などの地域の基幹産業との連携や、高齢者の見守り・配食サービスの実施など、障害者が地域の支え手として活躍することを目指した就労機会の拡大を図ることについては、工賃向上はもとより、共生社会の実現のためにも重要であり、工賃向上計画策定の段階から関係部署や関係機関の参画を求め工賃向上計画を策定していただくことを依頼していたが、引き続き関係部署等の参画も求めつつ、工賃向上に向けた取組を実施していただきたい。

【関連資料 12】【関連資料 13】【関連資料 14】

(ウ) 就労継続支援B型の質の向上について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の議論において、次期報酬改定に向けて、サービスの質の向上について、引き続き検討、検証を行うことが求められている。

現在、「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究（平成30年度厚生労働科学研究費補助金）」を実施しているところであるが、当該研究を踏まえ、今後、支援の質の向上を図るためのガイドラインや事例集を作成し、各都道府県、関係団体等に周知する予定であるのでご承知おき願いたい。

(エ) 就労継続支援B型の利用に係るアセスメント

(i) 就労アセスメントの実施時期の見直しについて

当該アセスメントは、約6割の特別支援学校卒業生が卒業後に障害福祉サービスの利用に至っていること、就労継続支援B型事業所から一般就労へ移行する利用者が2%にも満たないことといった現状を踏まえ、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労継続支援B型の利用など、長期的な就労面に関するニーズを把握するために実施するものである。

しかしながら、障害者のこうした可能性を考慮せず、就労継続支援B型の利用を前提とした形式的なアセスメントを実施している事例など、アセスメントの趣旨が理解されていない取扱いがみられるところである。

平成28年度に実施した調査結果によれば、アセスメントの対象者の約7割は特別支援学校在学者であり、そのうち約9割が知的障害のある者となっているが、形式的になる理由としては、卒業年次に実施し、既に就労継続支援B型の利用が決まっている等が上げられている。

アセスメントを実施するに当たっては、課題の早期把握や進路の検討等のため、自治体によっては、卒業年次の前の年次に実施し、卒業年次には実際に想定する進路を念頭に置き実習を実施し、適切な進路選択に効果を上げているところもあり、各自治体におかれては、形式的にならないよう、卒業年次の前の年次（高等部1～2年次）に実施することを推進していただきたい。

(ii) アセスメント実施機関の拡大について

平成28年度まで、就労アセスメント実施機関は、就労移行支援事業所及び障害者就業・生活支援センターとしていたが、アセスメントを必要とする対象者が多い自治体があること、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターがない障害保健福祉圏域もあることから、今年度から実施機関の拡大を図った。

これにより、自治体が認める就労支援機関（自治体設置の障害者就

労支援センター等や一般就労を支援する障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関)において、就労アセスメントを行える体制が整っている場合は、就労アセスメント実施機関とすることができることとしたので、実施機関の拡大が必要な場合は、当該機関に就労アセスメントの趣旨を依頼し、実施が可能となるよう調整をお願いしたい。

また、併せて、特別支援学校高等部在学中に、一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、アセスメントを受けたとみなすことができることとしたので、特別支援学校、相談支援事業所、就労移行支援事業所等関係機関との連携を引き続きお願いしたい。

④ 就労定着支援について

平成 28 年の障害者総合支援法の改正により、平成 30 年 4 月より就労定着支援が新たなサービスとして開始されている。このサービスは、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を経て一般就労した障害者に対し、最大で 3 年間、それまでの支援を行っていたなじみの関係の中で引き続き就労定着の支援を実施するものである。

就労定着支援の報酬体系についても、他の就労系サービスと同様実績に応じてメリハリをつけることとしており、支援を行ってから現に就労定着している障害者の割合を用いている。

就労定着支援に関しては、国保連データによると、平成 30 年 10 月現在、事業所数としては 561 事業所、利用者数としては 3,495 人となっているところであるが、就労移行支援事業所が 3,303 事業所(平成 30 年 10 月現在)であることも踏まえれば、全ての就労移行支援事業所において実施できる体制が整っていないと考えられる。職場定着をより一層推進していくためには、一般就労の訓練の段階から携わっていた職員による定着支援がより効果的であるとのご意見もあることから、できる限り全ての就労移行支援事業所において取り組んでいただくよう都道府県等においても働きかけていただきたい(再掲)。

改めて、障害者就労において、一般就労後の職場定着が重要であることは論をまたないところである。一般就労への移行の促進と就労定着支援の体制整備は地域において両輪で進めていかななくてはならない課題であり、仮に、就労定着支援の体制整備が十分に進まない地域があるとするれば、自立支援協議会等において地域の関係者と早急にこの課題を共有するなど、地域をあげた対応をお願いしたい。

⑤ 在宅においてサービスを利用する場合の取扱い

ICT を活用して在宅勤務するテレワークが普及してきており、テレワークの活用は、障害者の就労の可能性を広げる選択肢の 1 つとなりうるも

のであることから、今般、在宅での就労に向けた支援や、様々な要因により通所による利用が困難な障害者に対する一般就労に向けた支援を行っていくため、平成 27 年度から就労移行支援においても在宅による利用を認めているところである。

平成 30 年度からは、離島等に居住している在宅利用者に対しては、以下を満たす場合には、基本報酬の算定を可能とすることとしている。

(離島等に居住している利用者に対する在宅利用時の要件緩和)

- ・ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等の ICT 機器の活用により、評価等を 1 週間につき 1 回は行うこと。
- ・ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち 1 日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

(注) 離島等とは次のいずれかの地域とする。

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- 五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

また、自治体によっては以下のような場合においても、在宅での就労移行支援の利用を認め、在宅雇用につなげている事例もあるので、一億総活躍社会の実現のためにも、柔軟な対応をお願いしたい。【関連資料 15】

(通所の困難性があるとして在宅での利用を支給決定した事例)

- ・ 就労先を求め何度もハローワークを訪れ、就労受け入れ可能なところを探したが、車いす使用のため、通勤可能な場所での受け入れ企業が見つからず就労をあきらめかけていたが、在宅で就労が出来る事を知り、本人の強い就労意欲もあり在宅での就労移行支援の利用が認められた
- ・ 居住地の通勤圏内において、障害者枠での求人を探したが求人企業がなく、在宅での就労移行支援を行っている事業所へ相談。当事業所において管轄内のハローワークで求人企業を検索したがなし。しかしながら、当事者の就労意欲やご家族の就労についての願いが強かったため、通勤圏外企業への在宅雇用の可能性を市町村担当者へ状況説明した結果、在宅での就労移行支援の利用が認められた

(参考URL：在宅における就労移行支援事業ハンドブック)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu/0000084414.pdf>

(2) 障害者の就労支援に係る予算について

障害者の就労支援に係る予算事業（工賃向上計画支援等事業、障害者就業・生活支援センター事業、就労移行等連携調整事業）については、平成29年度から地域生活支援事業費等補助金のうち、国として促進すべき事業として「地域生活支援促進事業」に位置づけた上で実施している。

特に、来年度については、基本事業において、新たに販路拡大のための商談会等を実施することをメニューに加えるとともに、特に就労継続支援A型における経営改善支援について全都道府県で取り組めるように予算を確保している。

また、平成31年度においも工賃向上計画支援等事業の特別事業として、以下の①から③を実施することとしているので、引き続き活用を検討していただきたい。【関連資料16】

さらに、事業実施に当たっては、その効果検証についても併せて実施し、各都道府県においても事業内容の不断の改善等に努めていただきたい。なお、特に工賃向上計画支援等事業については、国でも各都道府県における事業効果を把握することとしているのでご協力をお願いしたい。

① 農福連携の推進について

農福連携については、農業分野での障害者の就労を支援し、就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上を図るだけでなく、農業の支え手の拡大にもつながるものである。

このため、厚生労働省では農林水産省とも連携し、国主催で農福連携マルシェやセミナー等を実施してきたところであるが、平成28年度からは、地域で取り組むことがより効果的であることから、工賃向上計画支援事業の特別事業として「農福連携による就農促進プロジェクト」として、都道府県が事業を実施できるようにしている。

当該事業は、農業に関するノウハウを有していない就労継続支援B型事業所等に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費や、農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催等に係る経費に対して補助するものであり、補助率は10/10となっている。

平成30年度は、42道府県において当該事業を活用していただいているが、ニッポン一億総活躍プランや働き方改革実現会議決定で掲げられている「農福連携」をより一層推進していくため、平成31年度においては、平成30年度に実施していない都道府県においても積極的に活用していただくとともに、常に障害者の工賃・賃金の向上を意識した取組を実施していただきたい。

なお、厚生労働省と農林水産省では、福祉目的で農作業に取り組む際に活用できる主な支援策を紹介するパンフレット「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～（第六版）」を作成しており、この中には、農業分野における障害者就労に関する各種情報等を記載するなど、今後、農業分野への参入を考えている障害福祉関係者にとって参考となることから、管内の市区町村及び障害者就労施設等に対し広く周知願いたい。

【関連資料 17】

(参考URL：福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～)

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/kourei-4.pdf>

② 共同受注窓口による情報提供体制の構築等について

平成28年度から工賃向上計画支援等事業の特別事業において、共同受注窓口において自治体、障害者関係団体、障害者就労施設、企業等による協議会を設置することにより、障害者就労施設が提供する物品等の情報提供体制の整備や、新たな官公需や民需の創出を図る取組等に対し、補助率10/10で実施可能としているので、積極的に活用いただきたい。

③ 在宅就業の支援体制の構築に向けたモデル事業について

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就労や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築するために、平成29年度から工賃向上計画支援事業の特別事業として実施している。

当該事業においては、地域の実情に応じ、以下のことに取り組んでいただき、地域での在宅就業の支援体制を構築していただきたいと考えているので、都道府県の積極的な活用をお願いしたい。

- ・在宅就業を希望する障害者に対するICT技術等のスキルアップ支援
- ・在宅就業の障害者に対する仕事の発注促進など企業への普及・啓発
- ・発注企業の開拓・企業に対する発注への相談支援
- ・企業が安心して在宅就業の障害者に仕事を発注できる体制の構築（在宅就業の障害者と企業から発注された仕事のマッチング）
- ・在宅就業の障害者が発注した仕事を支援する体制の構築 等

また、こうした取組を行うに当たっては、検討会を開催するとともに、在宅障害者の実態やニーズ調査等を十分に行った上で事業に取り組んでいただくことが望ましい。

④ 就労移行等連携調整事業の活用について

障害者が地域において、あらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であり、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所など、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。

このため、特別支援学校の卒業生や就労継続支援事業の利用者等に対し、就労面に係るアセスメントを実施するとともに、相談支援事業所や就労系障害福祉サービス事業所等の様々な支援機関との連携のためのコーディネートを行い、障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援するための就労移行等連携調整事業を平成 27 年度から実施しているので、各都道府県においては引き続き活用を検討していただきたい。

【関連資料 18】

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する現状について

- 就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成27年度実績で平成24年度実績の約1.7倍(14,185人)となっている。
- 平成25年度から平成27年度の移行者数の年平均増加数(約1,900人)から推計すると、平成29年度においては、第4期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成24年度実績の2倍の一般就労への移行者の達成」をおおよそ満たすことが見込まれる。



成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向等(平成25年度から平成27年度にかけての一般就労への移行者数の平均増加数の実績(約1,900人))を踏まえつつ、以下のような成果目標としてはどうか。
- ※ 今後の一般就労への移行に対する施策効果をどう考えるか。

【成果目標】

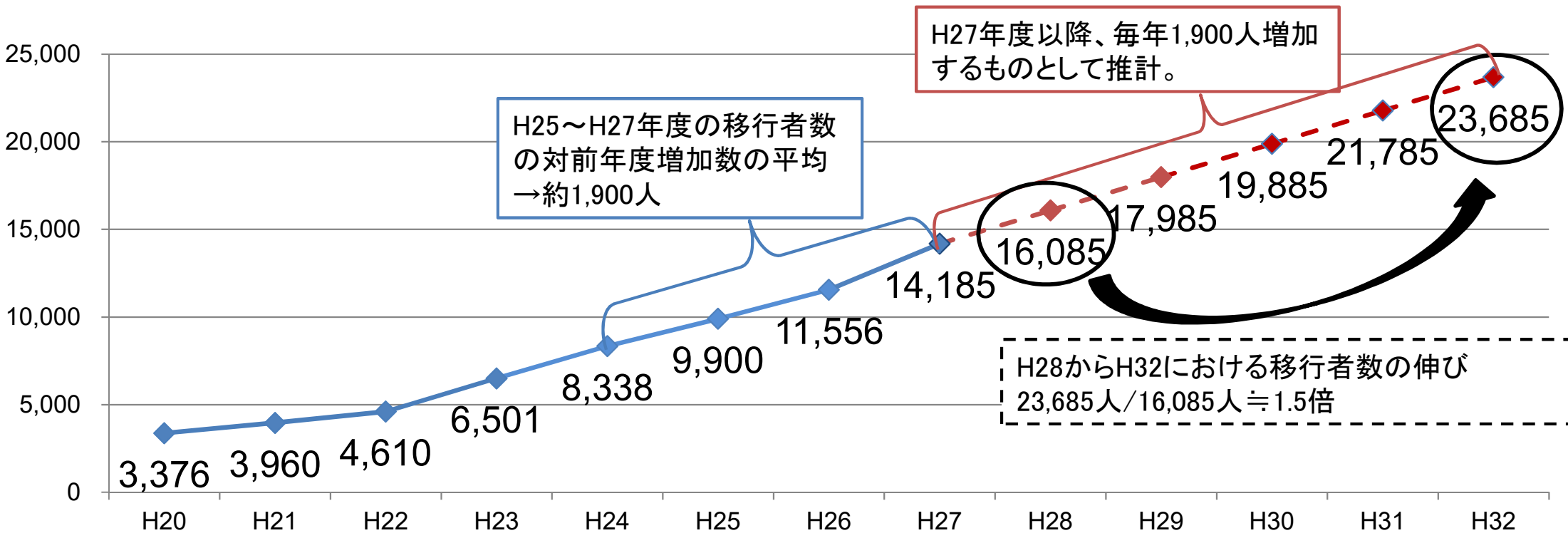
平成32年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

| 目標値 | 第1～2期 (平成18～23年度) | 第3期 (平成24～26年度) | 第4期 (平成27～29年度) | 第5期 (平成30～32年度) |
|----------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|
| 基本指針 | 平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上 | 平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上 | 平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上 | 平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上 |
| 都道府県 障害福祉計画 | 4倍 | 4.2倍 | 2倍 | — |

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移



基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

| 目標値 | 第1～2期 (平成18～23年度) | 第3期 (平成24～26年度) | 第4期 (平成27～29年度) | 第5期 (平成30～32年度) |
|------------|------------------------|------------------------|------------------------|--------------------------|
| 基本指針 | 平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上 | 平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上 | 平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上 | 平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上 |
| 都道府県障害福祉計画 | 4倍 | 4.2倍 | 2倍 | — |

就労移行支援の利用者数に関する目標について

就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 就労移行支援事業の利用者数については、第4期障害福祉計画の基本指針において、平成29年度末における利用者数を平成25年度末の利用者数(27,840人)の1.6倍以上とする成果目標を掲げているが、平成27年度末の利用者数は、平成25年度末における利用者数の1.1倍(31,183人)に留まっている。
- 他の障害福祉サービス(就労継続支援等)から就労移行支援へ移行する者は少数に留まっている。
- 平成25年度から平成27年度の利用者数の平均増加率が約5%であることから推計すると、平成29年度では、目標である平成25年度末の利用者数の1.6倍以上(42,540人)の利用者数を達成することは困難と考えられる。

成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向を踏まえ、平成25年度から平成27年度にかけての就労移行支援事業の利用者の平均増加率である約5%を基に、以下のような成果目標としてはどうか。

【成果目標】

福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成32年度末における利用者数(サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者)が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの利用者数の割合の実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

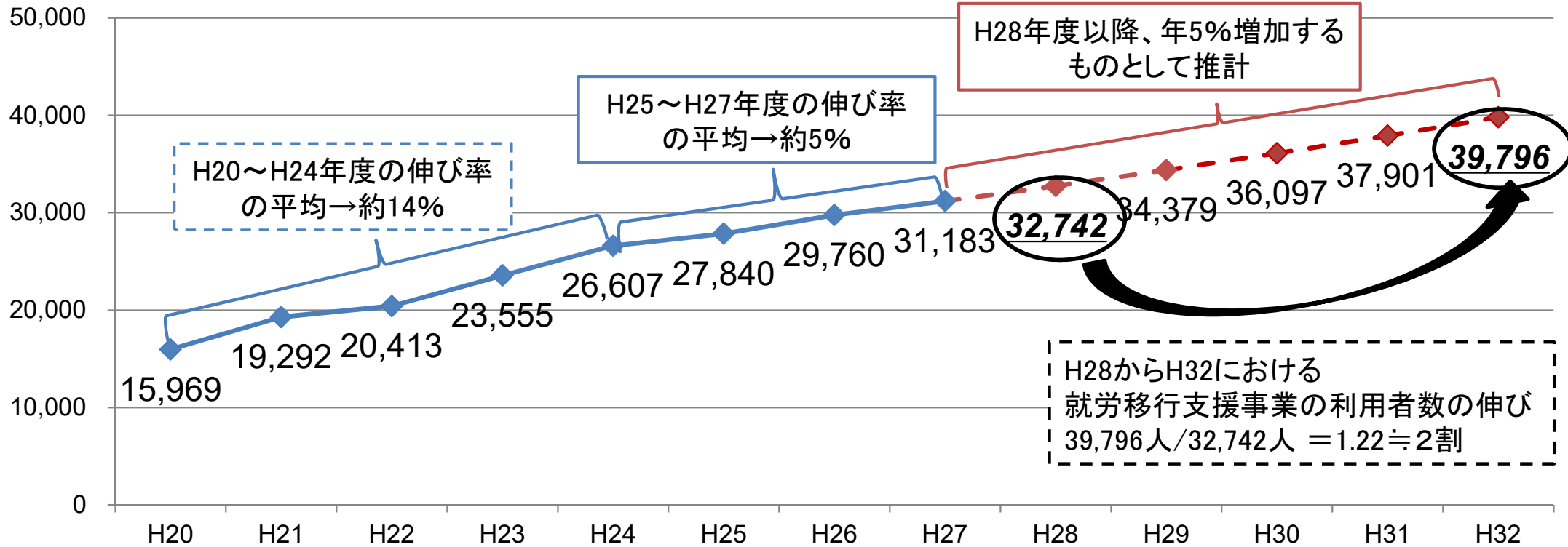
(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

| 目標値 | 第1～2期 (平成18～23年度) | 第3期 (平成24～26年度) | 第4期 (平成27～29年度) | 第5期 (平成30～32年度) |
|----------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 基本指針 | 福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用 | 福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用 | 就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加 | 就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加 |
| 都道府県 障害福祉計画 | 7.5% | 8.1% | 1.6倍 | — |

(注)福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所

就労移行支援の利用者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業の利用者数の推移



(出典) 国保連データ(各年度の3月サービス提供分)

基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

| 目標値 | 第1～2期 (平成18～23年度) | 第3期 (平成24～26年度) | 第4期 (平成27～29年度) | 第5期 (平成30～32年度) |
|------------|----------------------------|----------------------------|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 基本指針 | 福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用 | 福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用 | 就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加 | 就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加 |
| 都道府県障害福祉計画 | 7.5% | 8.1% | 1.6倍 | — |

(注) 福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所

就労移行支援の事業所ごとの移行率に関する目標について

就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 第4期障害福祉計画の基本指針においては、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率(※)が3割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを目指すという成果目標を設定した。
 - しかし、近年は、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率は停滞している状況にある。(平成25年度:33.1% 平成26年度:33.1% 平成27年度:37.6%。)
- ※ 「就労移行率」とは、ある年度の4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、当該前年度中に一般就労へ移行した者の割合を指す。

成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標においては、近年、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率が停滞していることに鑑み、第4期障害福祉計画の基本指針での目標値を維持し、以下のような成果目標としてはどうか。

【成果目標】

就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。

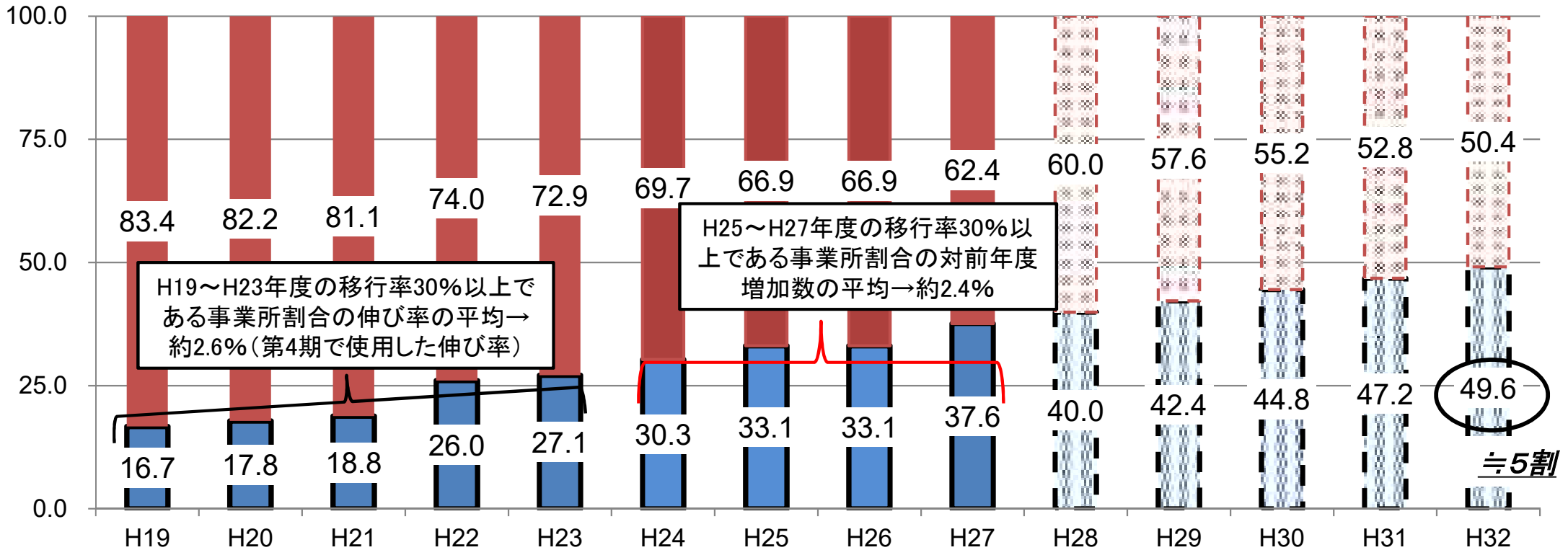
(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

| 目標値 | 第1～2期 (平成18～23年度) | 第3期 (平成24～26年度) | 第4期 (平成27～29年度) | 第5期 (平成30～32年度) |
|----------------|----------------------|--------------------|------------------------------|------------------------------|
| 基本指針 | — | — | 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上 | 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上 |
| 都道府県 障害福祉計画 | — | — | 50.2% | — |

就労移行支援の事業所ごとの就労移行率の推移について(参考データ)

就労移行支援事業の就労移行率の割合の推移

■30%以上 ■30%未満

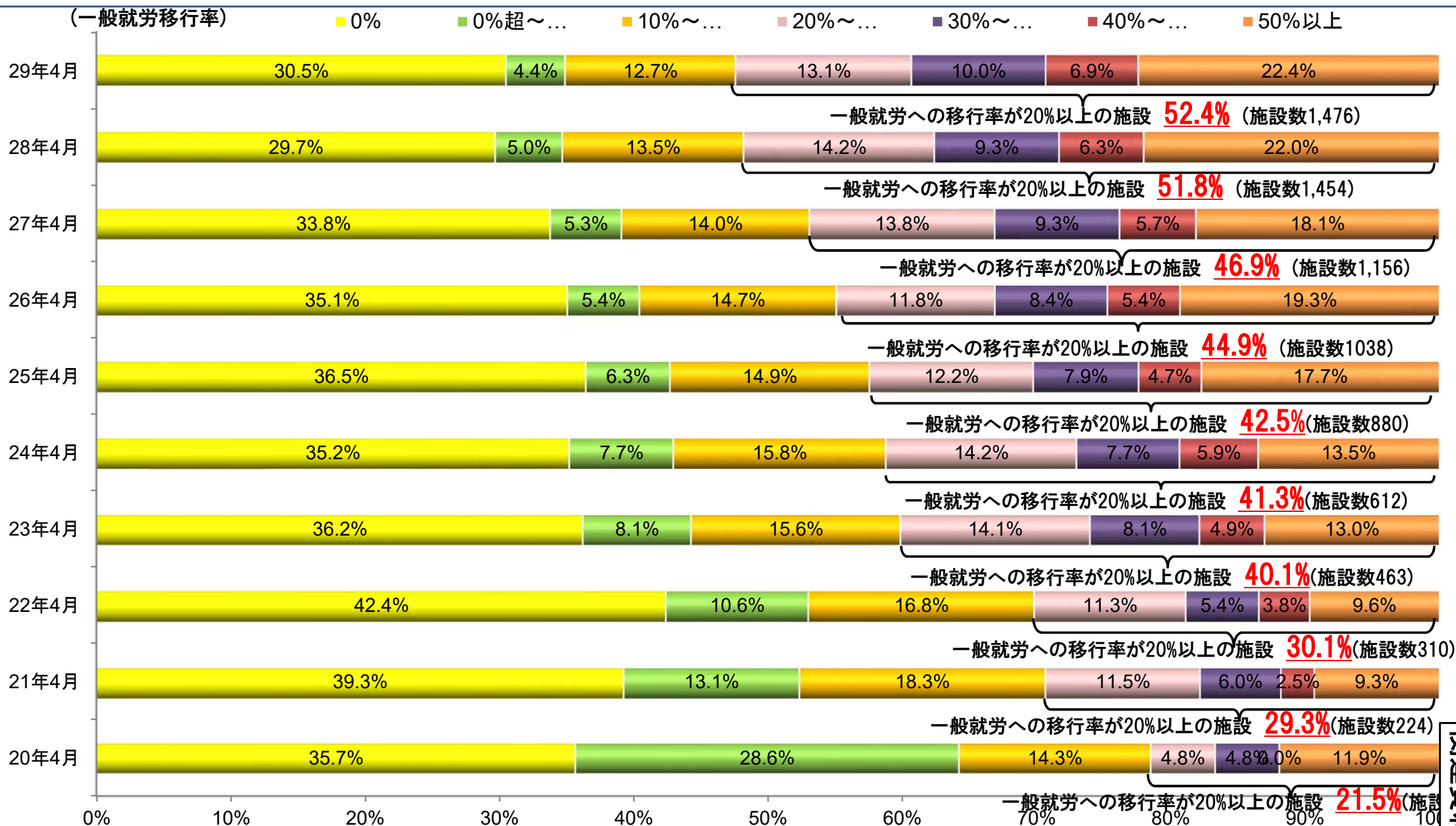


基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

| 目標値 | 第1～2期 (平成18～23年度) | 第3期 (平成24～26年度) | 第4期 (平成27～29年度) | 第5期 (平成30～32年度) |
|------------|----------------------|--------------------|------------------------------|------------------------------|
| 基本指針 | — | — | 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上 | 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上 |
| 都道府県障害福祉計画 | — | — | 50.2% | — |

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

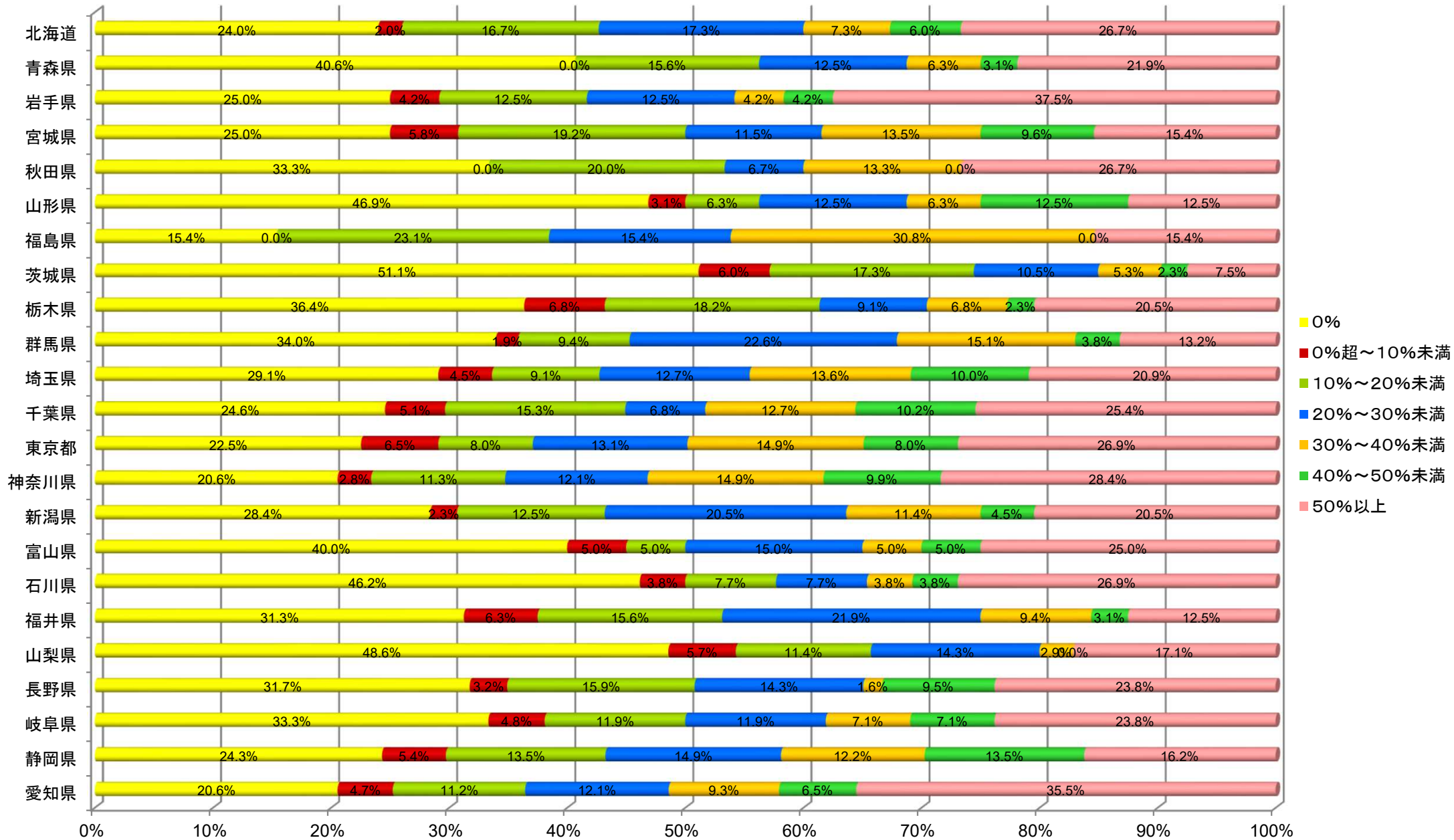
○ 一般就労への移行率が20%以上の就労移行支援事業所の割合は、52.4%である。一方で、移行率が0%の事業所が30.5%となっている。



関連資料2

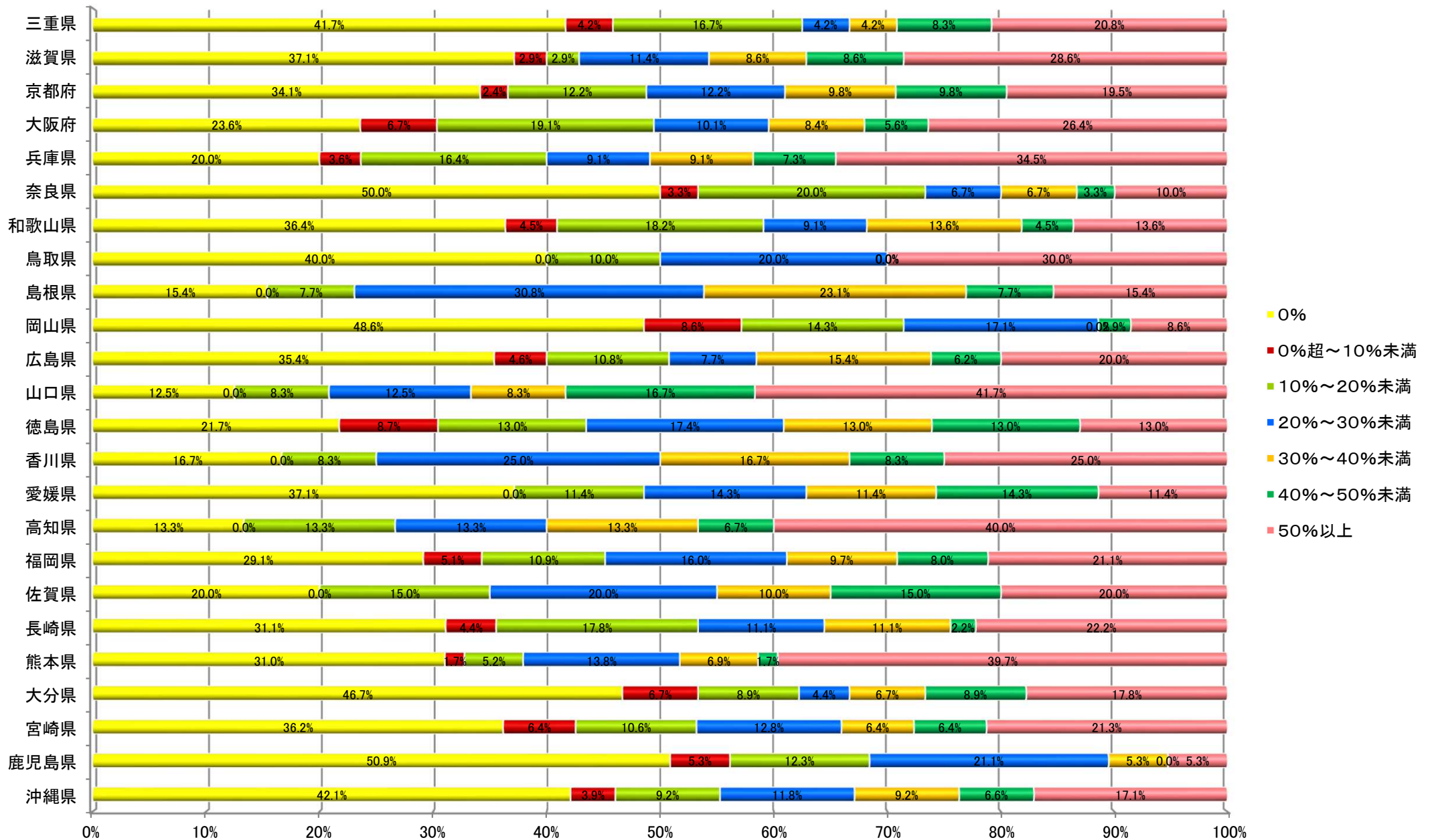
就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移①

(平成28年度実績・都道府県別)



就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移②

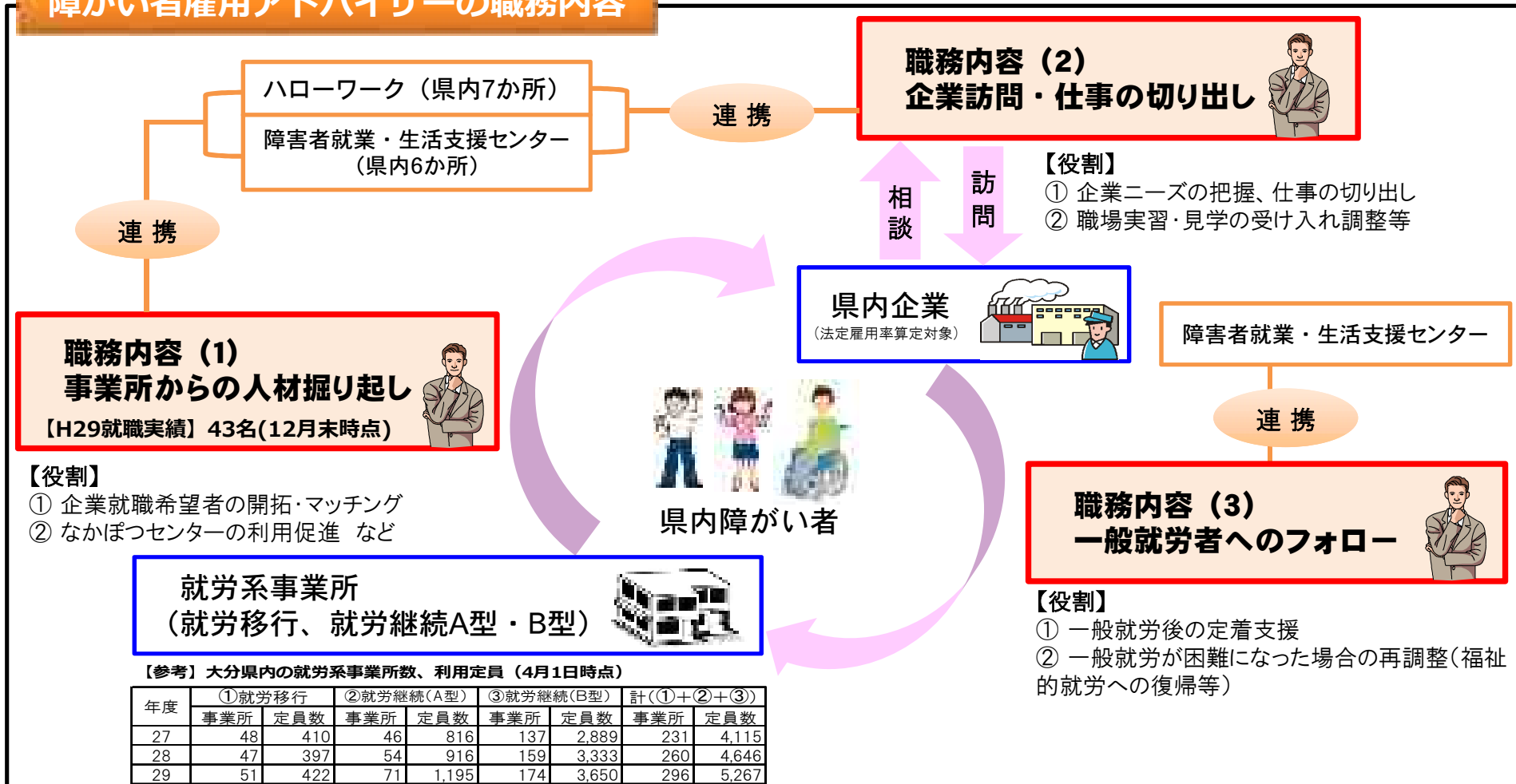
(平成28年度実績・都道府県別)



【出典】厚生労働省障害福祉課調べ(平成29年4月分 回答率:89.5%)

(大分県) 就労継続支援事業所を活用した障がい者雇用の促進 (障がい者雇用アドバイザーの配置)

障がい者雇用アドバイザーの職務内容



主なポイント

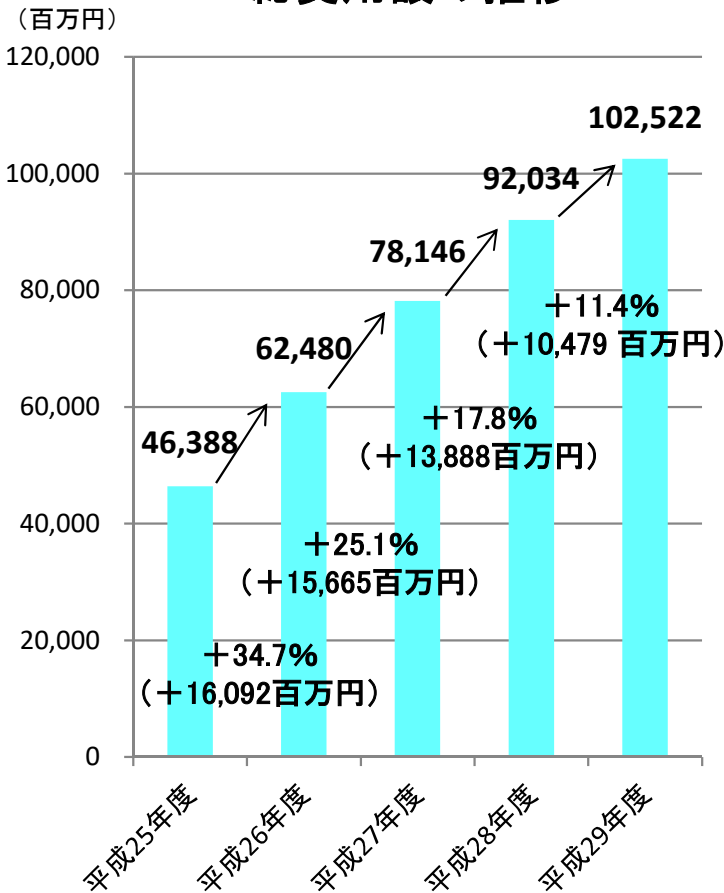
- ・障がい者雇用アドバイザー(6名配置)が、就労継続支援事業所への訪問・巡回相談を積極的に実施し、一般就労できる能力を有している障がい者を福祉的就労から、県内民間企業等での雇用へとステップアップ。
- ・また、加齢や障がいの進行等により一般就労が困難になった場合、福祉的就労への復帰等を調整。
- ・なお、平成30年度からは、アドバイザーのうち1名を知的・精神障がい者分野の専門アドバイザーとして再配置し、取組を強化。

関連資料3

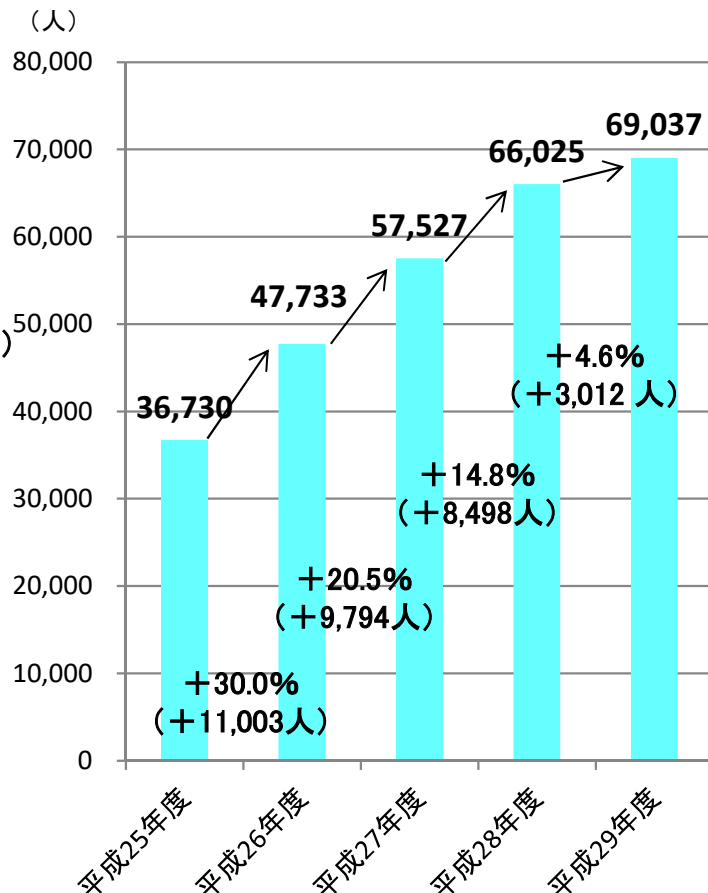
就労継続支援A型の現状

- 就労継続支援A型の平成29年度費用額は約1,025億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約5.1%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数は、平成28年度まで大きく増加していたが、伸び率はおさまってきている。

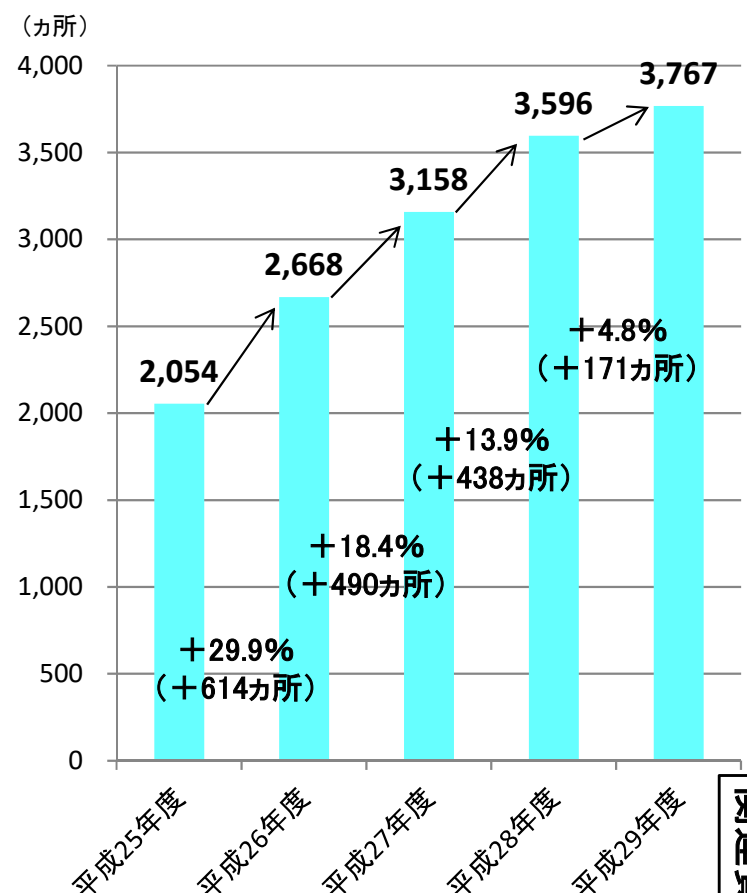
総費用額の推移



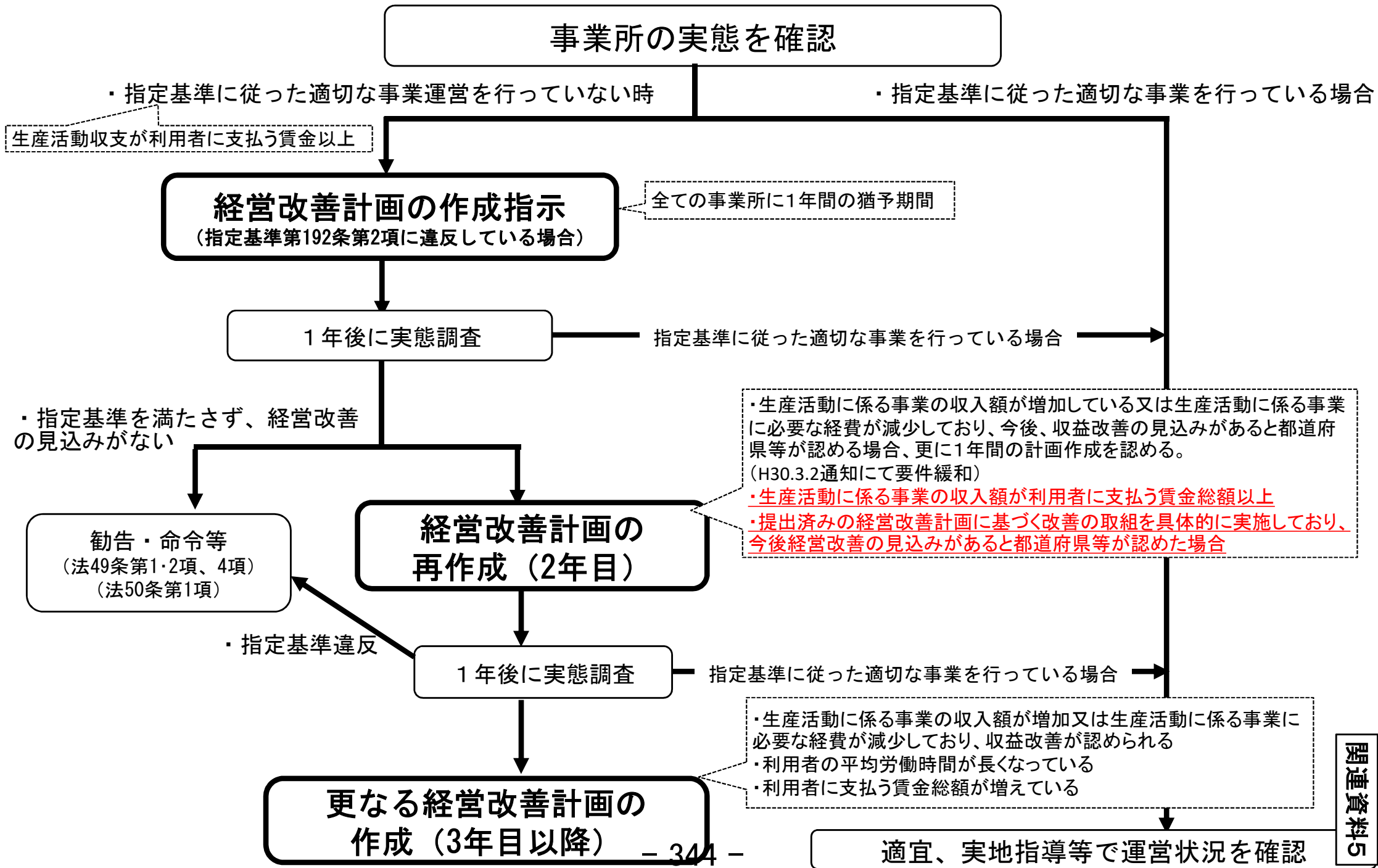
利用者数の推移



事業所数の推移

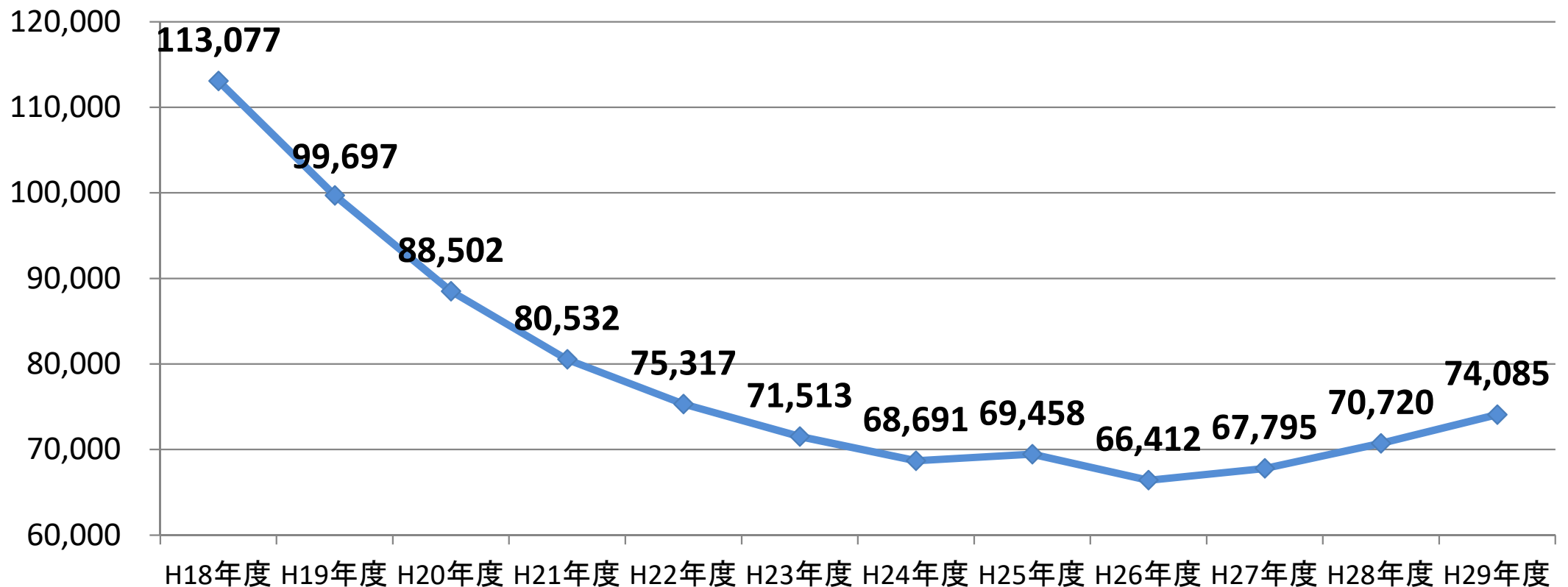


就労継続支援 A 型事業所経営改善計画提出等の流れ



就労継続支援A型事業所における平均賃金月額推移

○ 就労継続支援A型事業所における平均賃金月額は、平成26年度までは減少傾向であったが、近年は増加傾向にある。



(※) 平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援A型 都道府県別平均賃金月額の比較(平成28年度、平成29年度)

(円/月額)

| 都道府県 | 平成28年度 | 平成29年度 | 伸び率 |
|------|--------|--------|--------|
| 北海道 | 68,482 | 70,489 | 102.9% |
| 青森県 | 62,511 | 62,496 | 100.0% |
| 岩手県 | 71,245 | 75,144 | 105.5% |
| 宮城県 | 65,118 | 71,476 | 109.8% |
| 秋田県 | 66,128 | 64,167 | 97.0% |
| 山形県 | 68,868 | 72,994 | 106.0% |
| 福島県 | 71,370 | 69,917 | 98.0% |
| 茨城県 | 85,257 | 82,361 | 96.6% |
| 栃木県 | 64,127 | 66,095 | 103.1% |
| 群馬県 | 68,653 | 66,511 | 96.9% |
| 埼玉県 | 68,869 | 70,379 | 102.2% |
| 千葉県 | 66,306 | 69,372 | 104.6% |
| 東京都 | 91,417 | 90,407 | 98.9% |
| 神奈川県 | 81,002 | 78,869 | 97.4% |
| 新潟県 | 65,717 | 67,220 | 102.3% |
| 富山県 | 60,468 | 61,412 | 101.6% |
| 石川県 | 67,639 | 67,889 | 100.4% |
| 福井県 | 76,391 | 79,910 | 104.6% |
| 山梨県 | 67,520 | 66,261 | 98.1% |
| 長野県 | 83,669 | 85,874 | 102.6% |
| 岐阜県 | 70,017 | 70,600 | 100.8% |
| 静岡県 | 70,347 | 71,575 | 101.7% |
| 愛知県 | 74,298 | 76,269 | 102.7% |
| 三重県 | 68,828 | 72,171 | 104.9% |

| 都道府県 | 平成28年度 | 平成29年度 | 伸び率 |
|------|--------|--------|--------|
| 滋賀県 | 83,945 | 84,750 | 101.0% |
| 京都府 | 88,848 | 88,148 | 99.2% |
| 大阪府 | 71,739 | 76,493 | 106.6% |
| 兵庫県 | 77,399 | 80,347 | 103.8% |
| 奈良県 | 71,216 | 72,434 | 101.7% |
| 和歌山県 | 92,525 | 89,939 | 97.2% |
| 鳥取県 | 80,551 | 82,659 | 102.6% |
| 島根県 | 84,638 | 84,631 | 100.0% |
| 岡山県 | 72,369 | 75,096 | 103.8% |
| 広島県 | 86,595 | 84,549 | 97.6% |
| 山口県 | 74,159 | 77,583 | 104.6% |
| 徳島県 | 63,303 | 66,218 | 104.6% |
| 香川県 | 69,053 | 69,712 | 101.0% |
| 愛媛県 | 63,125 | 66,058 | 104.6% |
| 高知県 | 84,309 | 88,205 | 104.6% |
| 福岡県 | 69,391 | 69,771 | 100.5% |
| 佐賀県 | 82,443 | 82,547 | 100.1% |
| 長崎県 | 80,077 | 82,339 | 102.8% |
| 熊本県 | 65,019 | 69,621 | 107.1% |
| 大分県 | 79,077 | 78,807 | 99.7% |
| 宮崎県 | 59,224 | 61,392 | 103.7% |
| 鹿児島県 | 62,984 | 66,547 | 105.7% |
| 沖縄県 | 64,619 | 63,769 | 98.7% |
| 全国平均 | 70,720 | 74,085 | 104.8% |

(注) 就労継続支援A型事業所の平均

【出典】工賃実績調査(厚生労働省調べ)

事業廃止の場合の届出事項について

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）（抄）

（変更の届出等）

第四十六条

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年二月二十八日厚生労働省令第十九号）

（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の二十三

- 4 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

一 廃止し、又は休止しようとする年月日

二 廃止し、又は休止しようとする理由

三 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に関する次に掲げる事項

イ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置

ロ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

ハ 引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者の名称

四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

職発 0714 第 5 号
平成 29 年 7 月 14 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長
(公 印 省 略)

雇用安定事業の実施等について

社会保障・税番号制度については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づき、番号法第 2 条に定める個人番号（以下「個人番号」という。）の利用が税・社会保障分野などで開始されており、障害者に係る雇用関係助成金についても、平成 29 年 7 月 18 日より、情報提供ネットワークシステムの運用が開始されることから、個人番号を利用した情報連携を可能とする運用の見直しを行うこととする。

また、特定求職者雇用開発助成金の一部のコースについて、当該助成金の申請を行う就労継続支援 A 型事業所が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 49 条第 1 項若しくは第 2 項に基づく勧告、又は第 50 条第 1 項に基づく同法第 29 条第 1 項の指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止を受けた場合の運用の見直しを行うこととし、下記第 1 を内容とする関係通達の改正を下記第 2 のとおり行い、平成 29 年 7 月 18 日から適用することとするので、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本件については、本日付け職発 0714 第 6 号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長あて併せて通知したことを申し添える。

記

第 1 改正内容

- (1) 個人番号を利用した情報連携が可能となる以下の障害者に係る雇用関係助成金について、雇用関係助成金支給要領（以下「要領」という。）及び関係様式について所要の改正（※）を行う。

※ 支給申請書（障害者雇用関係助成金個人番号登録届）にマイナンバーが記載されている場合には、障害者手帳の写しの添付を省略するこ

とができることとする。

- ・ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）
- ・ 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金
- ・ 障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）
- ・ 障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）
- ・ 障害者職業能力開発助成金

なお、障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）の要領及び関係様式の改正については、追って通知する。

(2) 特定求職者雇用開発助成金の以下のコースについて、当該助成金の申請を行う就労継続支援A型事業所が障害者総合支援法に基づく、勧告又は指定の取消し若しくは効力の停止を受けた場合に不支給とする要領の改正を行う。

- ・ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）
- ・ 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）
- ・ 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

第2 関係通達の一部改正

雇用関係助成金支給要領（平成25年5月16日付け職発0516第19号・能発0516第4号・雇児発0516第9号「雇用安定事業の実施等について」別添1）の一部を別紙のとおり改正する。

なお、改正後の要領及び関係様式は以下のとおり。

<雇用関係助成金支給要領>

【別添1】雇用関係助成金支給要領（改正関係部分）

<雇用関係助成金支給要領関係様式（改正関係部分）>

【別添2】特定求職者雇用開発助成金

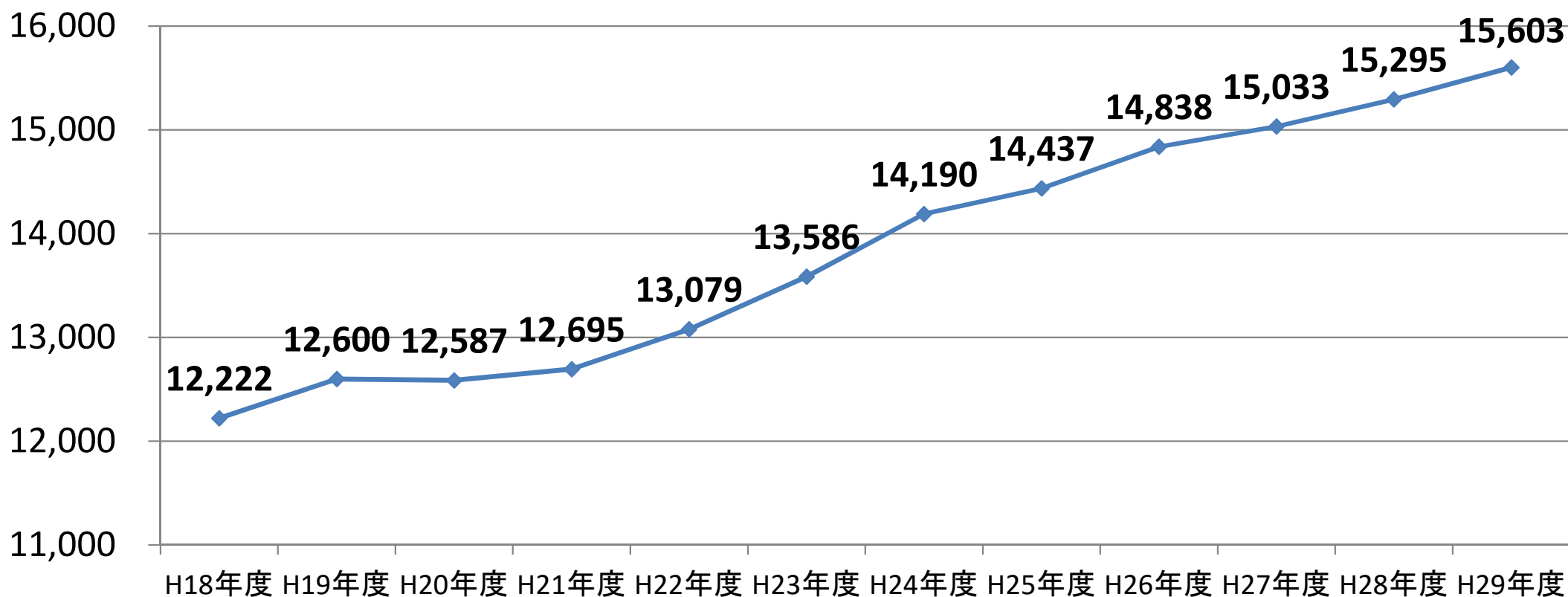
【別添3】中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

【別添4】障害者雇用安定助成金

【別添5】障害者職業能力開発助成金

就労継続支援B型事業所における平均工賃の推移

○ 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額額は、平成20年度以降、毎年増加してきており、平成18年度から27.6%上昇している。



(※)平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援B型 都道府県別平均工賃月額の比較(平成28年度、平成29年度)

(円/月額)

| 都道府県 | 平成28年度 | 平成29年度 | 伸び率 |
|------|--------|--------|--------|
| 北海道 | 18,289 | 18,810 | 102.8% |
| 青森県 | 13,369 | 13,559 | 101.4% |
| 岩手県 | 18,808 | 18,982 | 100.9% |
| 宮城県 | 18,695 | 17,862 | 95.5% |
| 秋田県 | 14,965 | 15,169 | 101.4% |
| 山形県 | 11,430 | 11,016 | 96.4% |
| 福島県 | 14,425 | 14,602 | 101.2% |
| 茨城県 | 12,501 | 13,198 | 105.6% |
| 栃木県 | 16,157 | 16,612 | 102.8% |
| 群馬県 | 16,860 | 17,139 | 101.7% |
| 埼玉県 | 14,492 | 14,517 | 100.2% |
| 千葉県 | 13,769 | 14,308 | 103.9% |
| 東京都 | 15,349 | 15,752 | 102.6% |
| 神奈川県 | 13,677 | 14,047 | 102.7% |
| 新潟県 | 14,510 | 14,472 | 99.7% |
| 富山県 | 15,127 | 15,645 | 103.4% |
| 石川県 | 16,783 | 16,552 | 98.6% |
| 福井県 | 22,128 | 22,312 | 100.8% |
| 山梨県 | 15,846 | 15,741 | 99.3% |
| 長野県 | 15,246 | 15,787 | 103.6% |
| 岐阜県 | 13,718 | 14,010 | 102.1% |
| 静岡県 | 15,159 | 15,675 | 103.4% |
| 愛知県 | 14,812 | 15,297 | 103.3% |
| 三重県 | 14,346 | 14,915 | 104.0% |

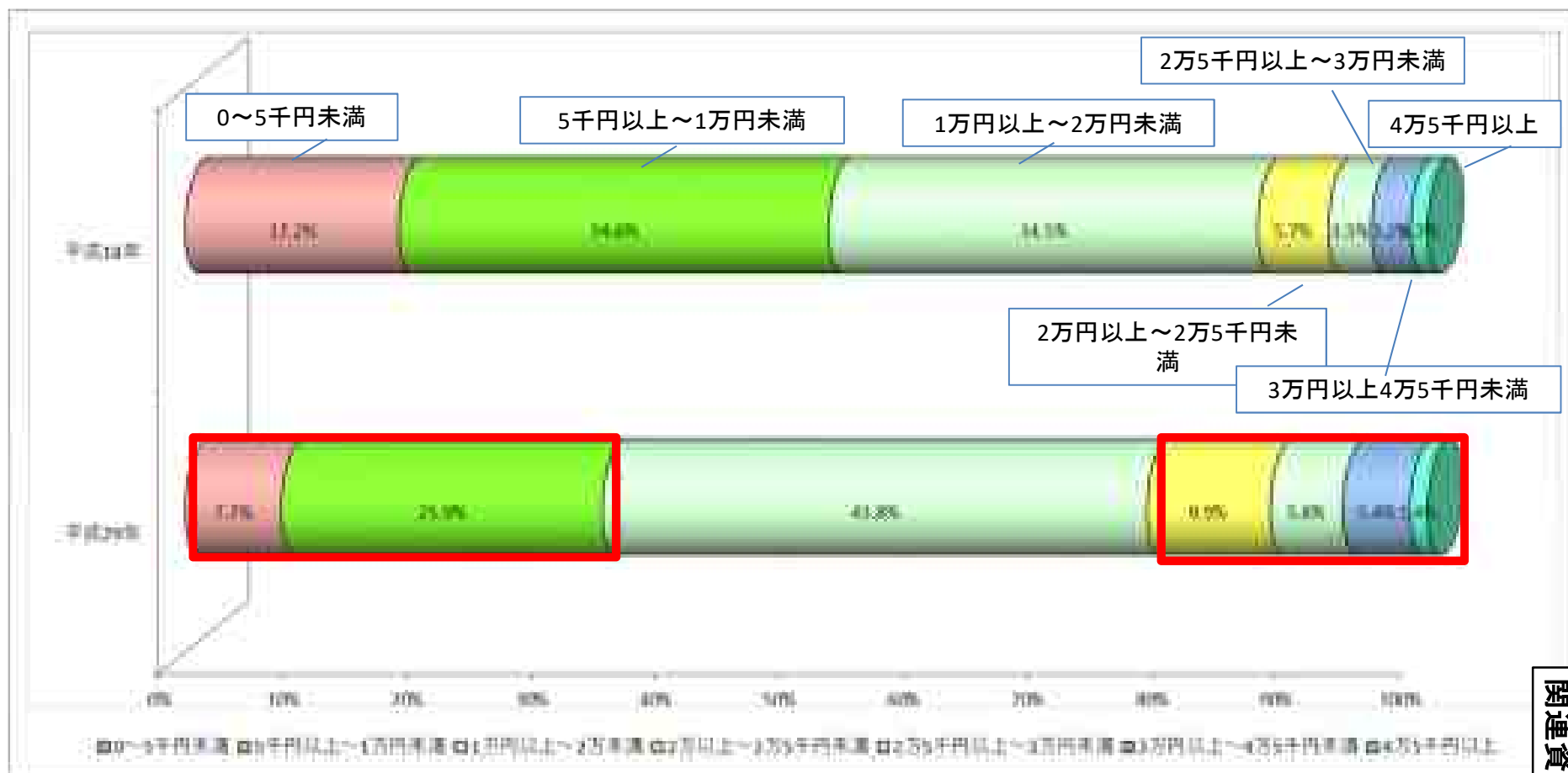
| 都道府県 | 平成28年度 | 平成29年度 | 伸び率 |
|------|--------|--------|--------|
| 滋賀県 | 18,038 | 18,156 | 100.7% |
| 京都府 | 16,855 | 16,724 | 99.2% |
| 大阪府 | 11,209 | 11,575 | 103.3% |
| 兵庫県 | 14,007 | 14,041 | 100.2% |
| 奈良県 | 15,411 | 15,206 | 98.7% |
| 和歌山県 | 16,489 | 16,565 | 100.5% |
| 鳥取県 | 17,169 | 18,312 | 106.7% |
| 島根県 | 18,994 | 19,133 | 100.7% |
| 岡山県 | 13,691 | 14,160 | 103.4% |
| 広島県 | 15,892 | 16,038 | 100.9% |
| 山口県 | 16,730 | 17,289 | 103.3% |
| 徳島県 | 20,876 | 21,465 | 102.8% |
| 香川県 | 14,673 | 15,445 | 105.3% |
| 愛媛県 | 16,260 | 16,264 | 100.0% |
| 高知県 | 19,629 | 19,694 | 100.3% |
| 福岡県 | 13,539 | 13,841 | 102.2% |
| 佐賀県 | 18,263 | 18,419 | 100.9% |
| 長崎県 | 15,919 | 16,389 | 102.9% |
| 熊本県 | 13,924 | 14,490 | 104.1% |
| 大分県 | 16,823 | 17,101 | 101.7% |
| 宮崎県 | 17,960 | 18,585 | 103.5% |
| 鹿児島県 | 15,239 | 16,174 | 106.1% |
| 沖縄県 | 14,704 | 14,940 | 101.6% |
| 全国平均 | 15,295 | 15,603 | 102.0% |

(注) 就労継続支援B型事業所の平均

【出典】工賃実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援B型における工賃の状況

- 平成18年度と比較すると、利用者1人あたりの平均工賃月額が2万円以上の事業所の割合は全体の22.5%に増加。
- 平均工賃月額が1万円未満の事業所の割合は、全体の33.6%に減少。



【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業の概要

(就労継続支援事業所における工賃・賃金の向上に向けた支援体制構築に係る調査研究)

| | | | |
|-----------------------|---|--------------------------------------|----------------|
| 平成30年度予算額 11,741千円 | → | 平成31年度予算案 11,741千円 (保健福祉調査委託費) | 差引増▲減額 ±0千円 |
|-----------------------|---|--------------------------------------|----------------|

事業目的

都道府県域を超えた工賃倍増等へ取組実績がある法人が、全国の工賃等向上の実事例を収集し整理するとともに、全国展開を図るために、こうした事例を用いた経営改善支援を工賃向上計画支援等事業の基本事業を実施する都道府県とも連携して実施することで、工賃・賃金の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を支援する。

実施主体

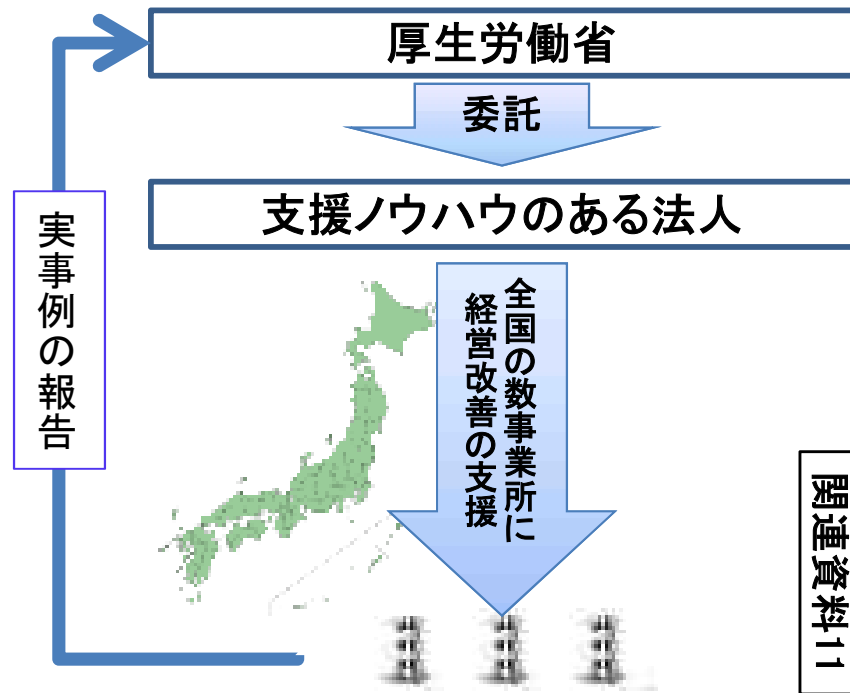
○社会福祉法人、NPO法人、民法法人、株式会社等

事業内容

全国レベルでの工賃等の一層の向上を目指すため、以下の事業を実施する。

- ① 受託法人として支援を実施した結果、工賃倍増等につながっている実事例の整理
- ② 実事例について、全国レベルでの周知・展開
- ③ 工賃向上計画支援等事業の基本事業を実施する都道府県と連携した経営改善等支援の実施(訪問支援：5箇所実施)
- ④ 経営改善等支援を実施した結果、工賃倍増等につながった実事例の国への報告

<事業のスキーム>



平成30年度以降の工賃向上計画について

工賃倍増5か年計画（平成19～23年度）

- 成長力底上げ戦略（平成19年2月）に基づく「『福祉から雇用へ』推進5か年計画」の一環として実施。
- 全ての都道府県で「工賃倍増5か年計画」を作成し、官民一体となって取り組み、5年間で平均工賃の倍増を目指すもの。
- 各事業所における計画の作成は任意。
- 平均工賃は、5年間で14.8%増であり、倍増には至らず（平成18年度：11,830円 ⇒ 平成23年度：13,586円）。

工賃向上計画（平成24～26年度）

- 工賃倍増5か年計画における課題を踏まえ、全ての事業所で「工賃向上計画」を作成、PDCAサイクルにより工賃向上に取り組むこととした。
- 市町村レベル及び地域レベルでの関係者の理解や連携体制が重要であることから、市町村においても事業所の取組を積極的に支援するよう明記。
- 平成25年度の平均工賃は14,437円（各事業所が掲げた平成26年度の平均工賃の目標値は15,773円）。

工賃向上計画（平成27～29年度）

- 平成27年度から平成29年度の3か年を対象期間とした計画を策定。
※ 事業所が策定する計画については、任意に対象期間を設定し、当該機関で達成すべき目標工賃等を計画に記載。
- 現行の「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」について、基本的な内容は継続しつつ、計画の対象期間等を改正（3月上旬に通知）。

平成30年度以降も引き続き工賃向上計画を策定し、就労継続支援B型事業所等における工賃向上に取り組む

平成30年度以降の工賃向上計画

- 平成30年度から平成32年度の3か年を対象期間とした計画を策定。
- 都道府県、事業所、市町村において、**地域の事業所の取組や産業状況、地域課題（農業の担い手不足、高齢者を支える担い手不足等）を把握し、障害福祉部局だけでなく、他部局との連携により障害者の就労機会の拡大を図る**ことを追加。
- 現行の「『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針」について、基本的な内容は継続しつつ、計画の対象期間等を改正（2月下旬に通知）。

障害者の活躍する場の広がり

- 障害者が地域の人手不足が深刻な産業や、高齢化に悩む地域を支えている事例が地域で産まれている。
- 様々な業界、分野と連携し、障害者が活躍する場が広がっている。

就労継続支援A型事業所の事例

(事例1) 観光と福祉の連携

- 当該事業所では、施設外就労として地域のリゾートホテルの客室清掃業務を行っている。
- 障害特性に応じた作業のレクチャー、体調に応じたシフト作成により、約12人の障害者が働いており、国内外から訪れる観光客に快適な客室を提供する。
- 人材不足に悩む観光産業と、働く場を求める障害者施設を行政が結びつけて始まったプロジェクト。

(事例2) 介護施策との連携

- 法人が運営する介護老人保健施設において、清掃、洗濯、リネン交換、介護補助等を行っている。
- 主に知的障害のある約10人の利用者が、シフト制で1日実働6.5時間、週5日で勤務する。
- 作業面での自立を目指すだけでなく、社会人としてのマナーを備えるため、言葉遣い、身だしなみチェック、マナー講習等も力を入れている。
- 働く力を身につけた利用者は、一般企業や他の介護事業所等への就労に送り出している。
- 平成28年度の平均月額賃金は、約13万円



就労継続支援B型事業所の事例

(事例1) 障害者が高齢者を支える事例

- 当該事業所は、首都圏にある老朽化の進んだ大規模団地の一角でカフェレストランを運営。身体に優しい栄養バランスのよい定食や、和洋スイーツを提供。
- この地域は高齢化率50%以上と高い。団地内にある商店街の殆どは閉店し、公共交通機関の利用も不便なため孤立しがちな高齢住民にとって、当該事業所は憩いの場となっている。
- 主に知的障害のある利用者約20人は、カフェでの作業以外にも、外出が難しい高齢者宅への夕食の配食&見守り(配達当日と翌日の容器回収の2回、対面により安否を確認)サービスを行っている。
- 地域包括支援センターや社会福祉協議会とも連携し、地域活性のための新しい街づくりを進める。

(事例2) 障害者が高齢者を支える事例

- 障害のある方、約60人が働く当該事業所では、弁当やパンを製造販売し、学校給食としても提供している。喫茶室も運営し、地域住民との交流の場になっている。
- さらに、事業所で製造した商品や、近隣の商店から調達した食料品や生活用品を、注文に応じて山間部の高齢者へ定期的に宅配し、同時に高齢者を見守り、話し相手となることで地域を支えている。
- 地元の民間企業とともに、見守り協力機関として自治体と協定を結んでおり、一人暮らしの高齢者を守る活動の充実強化にも寄与している。
- 平成28年度の平均月額工賃は、約2万5千円



地域振興につながる連携促進(実施例)

地域生活支援事業（都道府県事業）

各都道府県に配置された地域連携促進コーディネーター（仮称）が、**地域の農業団体、商工団体、民生委員等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家、企業、商業施設、介護事業所、高齢者世帯等を結びつけることにより、地域振興と同時に、一般就労の促進を図る。**

参考事例



・地元農家
・農業法人

○香川県の施設外就労による農業の取り組み

- ・ 県障害福祉課が、障害者就労施設の工賃向上のために、県農政部局やJA生産者部会と連携して、農家での施設外就労を推奨。
- ・ 現在は、県社会就労センター協議会が農家と障害者就労施設の橋渡しを実施



独居高齢者等

○徳島県の「ほっとかない事業」での取り組み

- ・ 障害就労施設利用者による限界集落の高齢者への配食と見守り
- ・ 移動販売車両で授産製品（お弁当・パンなど）と日用品をお届け
- ・ **障害者が地域社会の主役**



特別養護老人ホーム

○富山県の介護施設での施設外就労の取り組み

- ・ 就労継続支援B型事業の利用者が、高齢者デイサービスにおける介護支援の業務（配膳、清掃、洗濯など）を、福祉的就労として実施。
- ・ 高工賃も実現し、一般就労にもつなげている。



地元企業

○北海道の社会福祉法人の取り組み

- ・ 江差町内に唯一のパン工場が閉鎖されたことにより、法人がそのパン工場を職員共々引き継ぎ、障害者の生きがい作業とし通所作業所をスタート。
- ・ 廃業した温泉施設を譲り受け、就労継続支援B型事業所として再生。

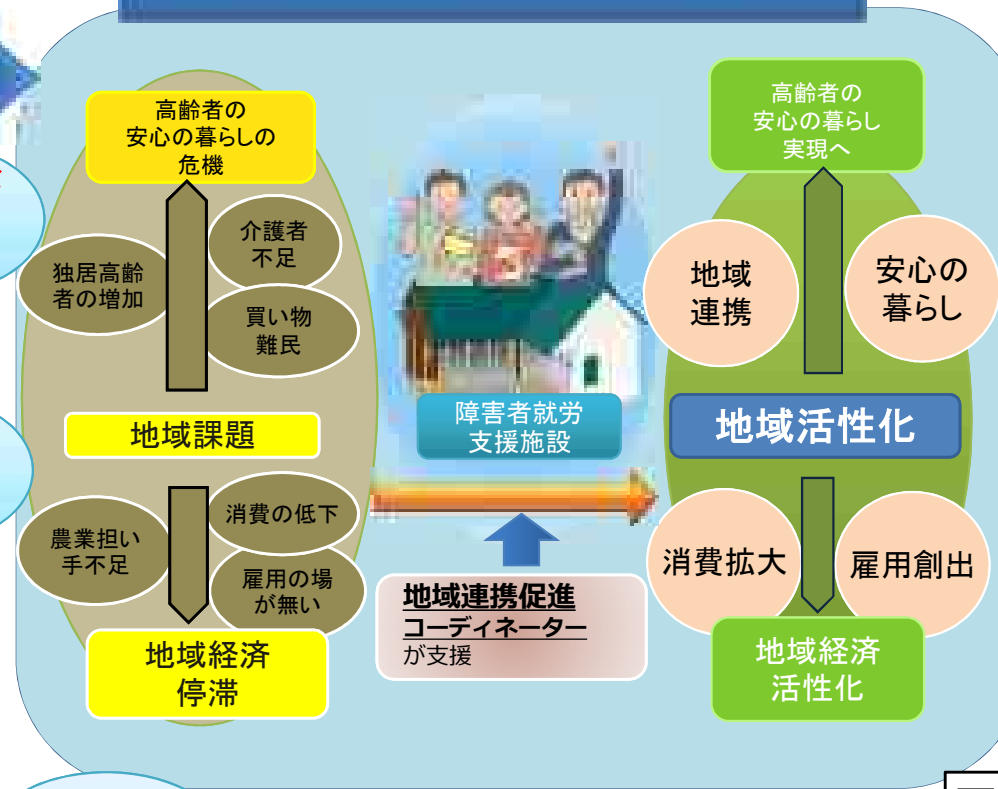
農福連携

障害者が地域を支える

共生型の推進

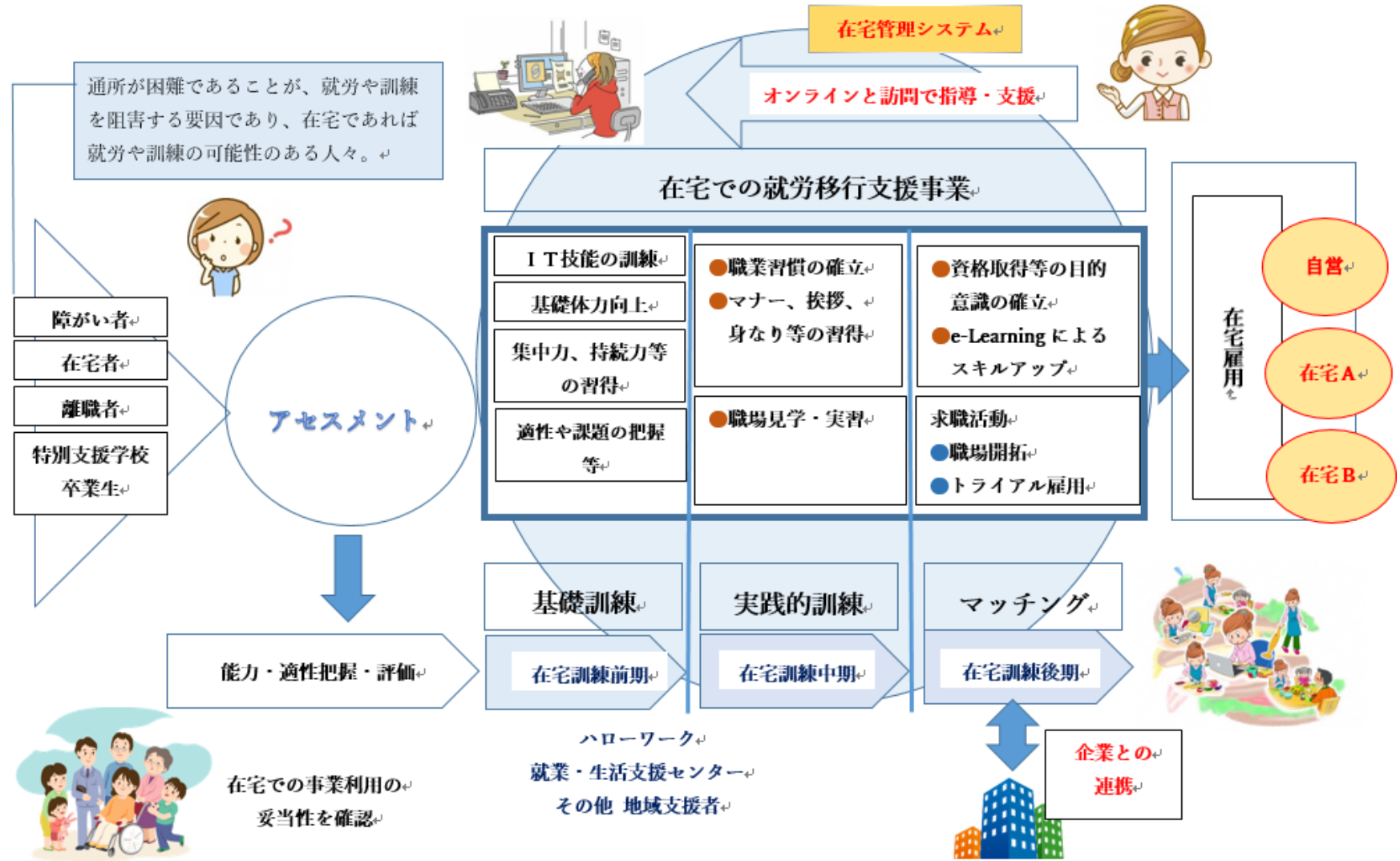
地域産業の再生

地域振興につながる連携促進事業イメージ図



就労移行支援における在宅訓練について

- 就労移行支援において、以下のとおり、通所利用が困難であるが在宅であれば就労の可能性ある方に対して、在宅においてIT技能の訓練等を通じて、訓練ログも管理した上で、企業への在宅雇用につなげている事業所もある。
- 平成29年度の在宅利用27人のうち在宅雇用に5人つながっている。(訓練中19人、自営3人)



工賃向上計画支援等事業の概要

| | | | |
|------------------------|---|----------------------------------------|----------------------|
| 平成30年度予算額 359,513千円 | → | 平成31年度予算案 560,363千円 (地域生活支援促進事業) | 差引増▲減額 +200,850千円 |
|------------------------|---|----------------------------------------|----------------------|

事業目的

就労継続支援事業所等の利用者の工賃・賃金向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するためのモデル事業等を実施する。

事業の実施主体

- 都道府県(基本事業及び特別事業の①及び②)
- 都道府県(社会福祉法人やNPO法人等の民間団体の取組に補助する場合にその費用を負担)(特別事業の③)

基本事業(補助率:1/2)

①経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

②品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

③事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

新④販路開拓支援

- 芸術文化も含めた商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施

特別事業(補助率:10/10)

①共同受注窓口の情報提供体制の構築支援

- 共同受注窓口による事業所が提供する物品等の情報提供体制を確立するための支援を実施

②農福連携による就農促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業技術に係る指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施

特別事業(負担割合:国1/2、都道府県1/2)

③在宅就業の支援体制の構築(モデル事業)

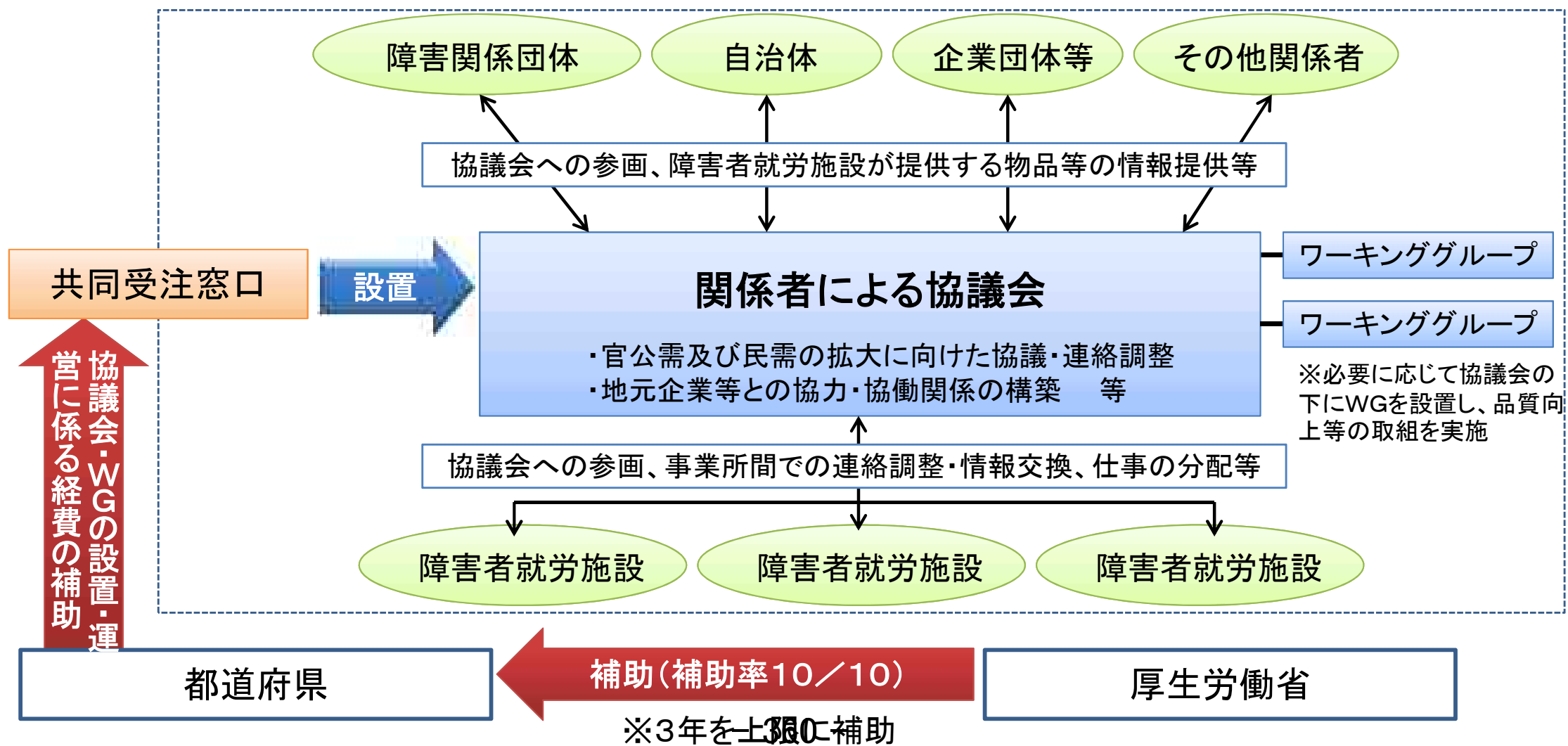
- 在宅障害者に対する仕事の発注の開拓、企業から発注される仕事とのマッチング等のICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業

に対して補助する場合にその費用を負担

共同受注窓口による情報提供体制の構築

| | | |
|-----------------------|-----------------------------------------|--------------------|
| 平成30年度予算額 22,220千円 | 平成31年度予算案 → 24,442千円 (地域生活支援促進事業) | 差引増▲減額 +2,222千円 |
|-----------------------|-----------------------------------------|--------------------|

- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置し、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する(必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む)。



農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

平成30年度予算額
269,310千円

平成31年度予算案
→ 269,310千円

差引増▲減額
±0千円

事業の趣旨

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10/10とする。

○農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業

農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。

○意識啓発等

農業に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチング支援

農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。

<事業のスキーム>

厚生労働省

補助

補助率:10/10

都道府県

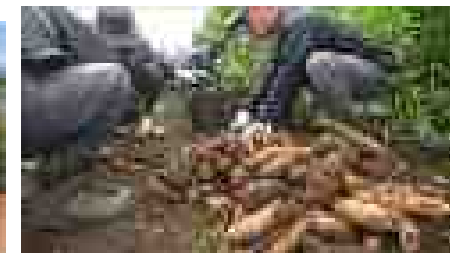
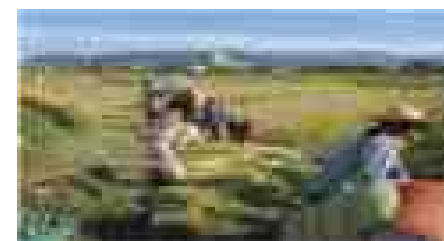
農福連携マルシェの開催 ※委託による実施可

専門家の派遣等の支援等 ※委託による実施可

障害者就労施設

農業の取組推進⇒6次産業化

農福連携マルシェへの参加



農福連携による就農促進プロジェクト 実施都道府県の内訳（平成30年度）

| | 農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言 | 6次産業化への取組支援 | 農福連携マルシェの開催支援 | 好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等 | 農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援 |
|------|-------------------------|-------------|---------------|---------------------------|--------------------------------|
| 北海道 | ○ | | ○ | | |
| 青森県 | | | ○ | | |
| 岩手県 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 宮城県 | ○ | | ○ | | |
| 秋田県 | - | - | - | - | - |
| 山形県 | ○ | | | ○ | ○ |
| 福島県 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 茨城県 | - | - | - | - | - |
| 栃木県 | | | ○ | | |
| 群馬県 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 埼玉県 | ○ | | | | |
| 千葉県 | ○ | | | | |
| 東京都 | - | - | - | - | - |
| 神奈川県 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 新潟県 | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 富山県 | | | ○ | | ○ |
| 石川県 | ○ | | ○ | | |
| 福井県 | ○ | | ○ | | |
| 山梨県 | | | | ○ | ○ |
| 長野県 | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 岐阜県 | - | - | - | - | - |
| 静岡県 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 愛知県 | ○ | | ○ | ○ | |
| 三重県 | | ○ | ○ | | ○ |

| | 農業の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言 | 6次産業化への取組支援 | 農福連携マルシェの開催支援 | 好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等 | 農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援 |
|------|-------------------------|-------------|---------------|---------------------------|--------------------------------|
| 滋賀県 | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 京都府 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 大阪府 | | | ○ | | ○ |
| 兵庫県 | ○ | | ○ | ○ | |
| 奈良県 | ○ | ○ | ○ | | |
| 和歌山県 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 鳥取県 | ○ | | ○ | | ○ |
| 島根県 | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 岡山県 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 広島県 | ○ | | | | |
| 山口県 | | | ○ | | |
| 徳島県 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 香川県 | - | - | - | - | - |
| 愛媛県 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 高知県 | | ○ | ○ | | ○ |
| 福岡県 | | ○ | ○ | | |
| 佐賀県 | | | | ○ | |
| 長崎県 | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 熊本県 | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 大分県 | ○ | | ○ | | |
| 宮崎県 | ○ | | ○ | | |
| 鹿児島県 | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| 沖縄県 | ○ | | ○ | | |
| 計 | 32 | 17 | 35 | 15 | 22 |

※平成30年度は補助金を活用して42道府県が事業実施（香川県、岐阜県は当補助事業以外で実施しているため、実質44道府県で実施）

⑫ 障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進

【働く人の視点に立った課題】
 雇用環境は改善してきているが、依然として雇用義務がある企業（50人以上）の約3割が障害者を全く雇用していない。

経営トップを含む社内理解の促進、作業内容・手順の改善等の課題を克服する必要。

就労に向けた関係行政機関等の更なる連携が必要。

福祉事業所から一般就労への移行率が20%以上の就労移行支援事業所が増加しているが、移行率が0%の事業所が3割強存在し、二極化している。

福祉事業所における利用者の賃金・工賃は十分な水準にない。
 ・就労継続支援A型事業所の平均賃金6.8万円（2015年度）
 ・就労継続支援B型事業所の平均工賃1.5万円（2015年度）

【今後の対応の方向性】
 障害者等が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて最大限活躍できることが普通になる社会を目指す。このため、長期的寄り添い型支援の重点化等により、障害者雇用ゼロ企業を減らしていくとともに、福祉就労の場を障害者がやりがいをより感じられる環境に変えていく。また、特別な支援を必要とする子供について、初等中等・高等教育機関と福祉・保健・医療・労働等の関係行政機関が連携して、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制を整備する。

【具体的な施策】
（長期的寄り添い型支援の重点化）
 ・障害者雇用ゼロ企業が障害者の受入れを進めるため、実習での受入れ支援や、障害者雇用に関するノウハウを付与する研修の受講などを進める。また、障害者雇用に知見のある企業OB等の紹介・派遣を行う。

（障害者の一般就労に向けた在学中からの一貫した支援）
 ・発達障害やその可能性のある方も含め、障害の特性に応じて就労に向けて、在学中から希望・能力に応じた一貫した修学・就労の支援を行うよう、各教育段階において、教育委員会や大学と福祉、保健、医療、労働等関係行政機関、企業が連携した切れ目ない支援体制を整備し、企業とも連携したネットワークを構築する。
 ・一般就労移行後に休職した障害者について、その期間に就労系障害福祉サービスの利用を認めることを通じた、復職を支援する仕組みを創設するほか、福祉事業から一般就労への移行を推進する。
 ・聴覚に障害のある人が電話を一人でかけられるよう支援する電話リレーサービスの実施体制を構築する。また、障害者の職業生活の改善を図るための最新技術を活用した補装具の普及を図る。

（在宅就業支援制度の活用促進）
 ・障害者の在宅就業等を促進するため、在宅就業する障害者と発注企業を仲介する事業のモデル構築や、優良な仲介事業の見える化を支援するとともに、在宅就業支援制度（在宅就業障害者に仕事を発注した企業に特別調整金等を支給）の活用促進を図る。

（農業と福祉の連携強化）
 ・農業に取り組む障害者就労施設に対する6次産業化支援や耕作放棄地の積極的活用など、農福連携による障害者の就労支援について、全都道府県での実施を目指す。

| 施策 | 年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 | 2026年度 | 2027年度以降 | 指標 |
|--------------------------|----|-------------------------------------------------|---------------|------------------------|--------------|------------------------------------------------|--------------------------------|-----------------------|--------|------------|------------|----------|----|
| 長期的寄り添い型支援の重点化 | | 企業等による初めての障害者の実習受け入れや、障害者雇用に関するノウハウを有する人材育成への支援 | | | | | | | | | | | |
| | | 障害者雇用に知見のある企業OB等を、雇入企業に紹介・派遣 | | | | | 高齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画見直しに合わせて改善 | | | | | | |
| 障害者の一般就労に向けた在学中からの一貫した支援 | | 障害者テレワークのモデル構築（在宅） | | モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討 | | | | | | | | | |
| | | サテライト型オフィス | | | | | | | | | | | |
| | | 教育委員会と福祉・労働等行政機関が連携した支援体制整備 | | | | | | | | | | | |
| | | 2017年度までに30地域 | 2019年度までに94地域 | | | 連携支援体制の成果の発信・普及とともに、就労支援コーディネーターの全国展開に向けた更なる拡充 | | | | 更なる支援策等の検討 | | | |
| 在宅就業支援制度の活用促進 | | 大学等と高校・行政機関・企業が連携した支援体制のモデルとなるネットワーク構築 | | 事業の成果を研修等を通じ全国に普及 | | | | 実施状況を踏まえた更なる支援策の検討 | | | | | |
| | | 就労後に休職した場合の就労系福祉サービス利用等給付開始 | | 報酬改定ごとに実績を踏まえた見直し | | | | | | | | | |
| | | 電話リレーサービスの実施 | | 実施状況を踏まえた更なる拡充の検討 | | | | 補装具の普及による障害者の就労の更なる促進 | | | | | |
| 農業と福祉の連携強化 | | 最新技術を活用した補装具の普及 | | | | | | | | | | | |
| | | 仲介事業のモデル構築 | | 優良な仲介事業の見える化 | | 取組実態を踏まえて必要な制度の見直しを図り、在宅就業支援制度の活用を促進 | | | | | | | |
| | | 各都道府県で農福連携による障害者の就労支援を推進（2018年度までに全都道府県で実施） | | | 刈パウと合わせて刈江開催 | | - 363 - | | | | 農福連携の更なる推進 | | |

障害者雇用ゼロ企業を減らすための取組を推進する。

就労移行支援事業所等の利用を経て一般就労へ移行する者を2020年度までに2016年度実績の1.5倍以上とする。

(参考) 経済財政運営と改革の基本方針2018・未来投資戦略2018

【経済財政運営と改革の基本方針2018について（平成30年6月15日閣議決定）（抄）】

7. 安全で安心な暮らしの実現

(4) 暮らしの安全・安心

③共助社会・共生社会づくり

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。

障害者の地域生活への移行や農福連携を含めた就労・社会参加を促進するとともに、発達障害について、社会全体の理解促進、家族支援等に取り組む。

【未来投資戦略2018 — 「Society 5.0」 「データ駆動型社会」 への変革 —（平成30年6月15日）（抄）】

[4] 「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 農業改革の加速

①生産現場の強化

ア) 経営体の育成・確保

- ・農福連携を推進し、担い手不足が見込まれる農業分野で活躍が期待される高齢者、障害者、生活困窮者等の就農・就労支援を進める。

(参考) ニッポン一億総活躍プラン・日本再興戦略2016・未来投資戦略2017

【ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抄)】

4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(3) 障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援

一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。このため、就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、**障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進**、ICTの活用、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取り組むとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する。

【日本再興戦略2016 — 第4次産業改革に向けて — (平成28年6月2日閣議決定) (抄)】

2-3. 多様な働き手の参画

KPIの主な進捗状況

(障害者の活躍推進)

《KPI》「2020年：障害者の実雇用率2.0%」

⇒2015年：1.88% (2012年：1.69%)

iii) 障害者等の活躍推進

障害者、難病患者、がん患者等の就労支援をはじめとした社会参加の支援に引き続き重点的に取り組む。障害者については、職場定着支援の強化や、**農業分野での障害者の就労支援(農福連携)等を推進する**とともに、障害者の文化芸術活動の振興等により、社会参加や自立を促進していく。

【未来投資戦略2017 — Society 5.0の実現に向けた改革 — 平成29年6月9日(抄)】

3. 人材の育成・活用力の強化

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 生産性・イノベーション力の向上につながる働き方の促進

⑥ 障害者等の就労促進

・来年4月の法定雇用率の引上げや障害者雇用に関するノウハウを付与する研修の充実、キャリア教育など生涯を通じた学習の充実や関係機関の連携の促進等を通じて、障害者の希望や能力をいかした就労支援の取組を進める。また、最新技術を活用した補装具等の普及を図るとともに、**農福連携による障害者の就労支援を推進**する。

在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業

| | | | |
|-----------------------|---|---------------------------------------|--------------------|
| 平成30年度予算額 45,000千円 | → | 平成31年度予算案 40,000千円 (地域生活支援促進事業) | 差引増▲減額 ▲5,000千円 |
|-----------------------|---|---------------------------------------|--------------------|

目的

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築する。

実施主体・負担割合等

○実施主体：都道府県 ○補助事業者：社会福祉法人等の民間団体 ○負担割合：国1/2、都道府県1/2

事業概要

障害者の在宅就業に関する現状・課題

(障害者の個人事業者への業務発注に関する傾向)

- 障害者への発注は避けたい

(在宅就業の課題)

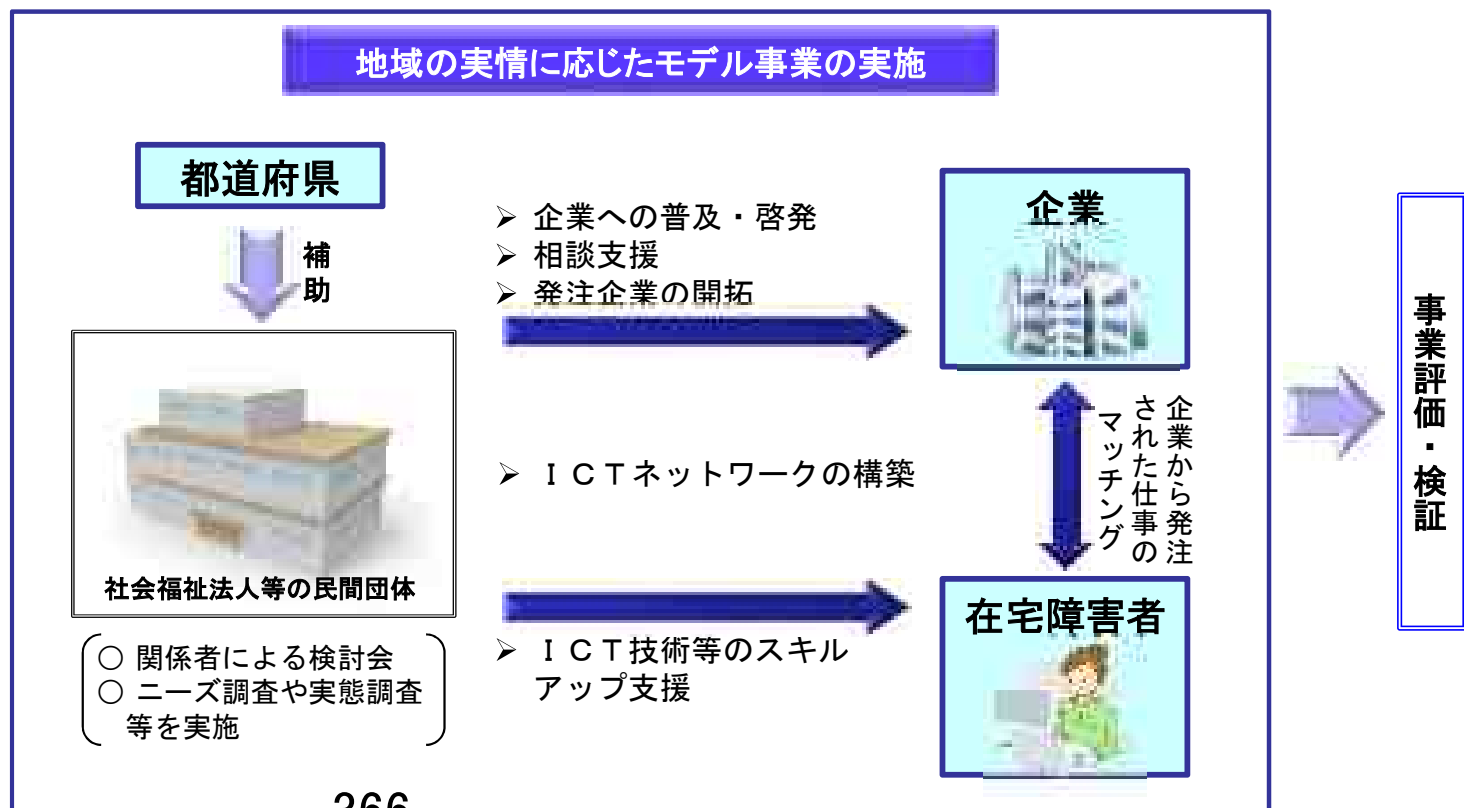
- 在宅就業という働き方や自分たちの取組が認知されていない
- 登録者のスキルが不足している

(在宅就業を希望する理由)

- 体調などが変わりやすく、仕事量の調整などをしなければならないが、会社の仕事では在宅でもそれが難しいと思う

課題等への対応
(モデル事業の実施)

地域の実情に応じたモデル事業の実施



農業と福祉の連携事例

- 障害者就労施設が、有機農業によって付加価値の高い農作物を生産し、また、加工・販売まで手掛けること(6次産業化)によって、高い工賃(賃金)を実現している事例もある。
- また、農業分野には、多様な作業があることから、障害者の特性に応じた仕事を開発することにより、より多くの障害者の雇用・就労につながる。また、地域の農家ともつながることにより、地域活性化や地方創生にも資する事例もでてきている。

就労継続支援A型事業所の事例

(事例1)

- 法人内で生産する農産物を基盤に、県内農産物を加工・販売することにより、障害者の働く場を広げ、地域の農業を活性化。地元農家や農協、行政とネットワークを構築し、地域全体で連携して取り組む。
- A型利用者約20人のうち、一部(※)が、地元の野菜や果実からジュースやジャムを製造し、販売する。
- 平成28年度の平均月額賃金:約14万5千円
※農業以外に自動車部品組立作業も行っている。

(事例2)

- 就労継続支援A型事業所として、農業と加工作業を組合せて通年の作業を確保。20人の利用者が、主にジャガイモの生産と加工を行い、総菜チェーンや地元の食堂に販売し、安定収益を上げている。A型利用者から支援スタッフへのキャリアアップも実現。
- 地域の高齢者を積極的に雇用し、農業の経験や知恵を伝承。高齢者の生きがい創出にもなっている。
- 平成28年度の平均月額賃金:約10万8千円



就労継続支援B型事業所の事例

(事例1)

- 当事業所では、約30品目の野菜を生産。同じ法人で運営する養鶏場の鶏ふんを使った自家製堆肥による土作りなども行い、農薬を使わない野菜作りを行っている。
- 直売店やネット通販、車による移動販売も行い、売上げ確保に努めている。外出が困難な地域住民にとって、買い物支援の役割も担っている。
- 精神障害のある約30人の利用者が、それぞれの適性と体調を判断しつつ、就労に必要な体力、忍耐力、チームワークを養いながら作業している。
- 地元の農家から請負で作業を行う「施設外就労」に取組むことで、地域の農業を支えている。
- 平成28年度の平均月額工賃：約2万6千円

(事例2)

- 当該事業所では、使われなくなった畑地を耕し、主にカボチャとブドウ、他にもトマト、ピーマン、ブルーベリー等の少量多品種の野菜や果物を生産している。ブドウの選定作業などは、地域の高齢者の協力を得ている。
- 農産物は、JAの直売所や施設内の市場で販売している。施設内の市場には地元の農家も出店し、高齢化・過疎化が進む地域の農家にとって新たな販路拡大、所得確保の機会にもなっている。
- 約40人の利用者の多くは知的障害者で、農業の他に、法人内で製造するクラフトビールの瓶詰めやラベル貼り、レストランでの清掃、調理補助、接客にも取り組む。
- 平成28年度の平均月額工賃：約2万7千円



就労移行等連携調整事業

| | | |
|--------------|------------|--------|
| 平成30年度予算 | 平成31年度予算案 | 差引増▲減額 |
| 21,191千円 | → 21,191千円 | ±0千円 |
| (地域生活支援促進事業) | | |

- 障害者が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であるが、このためには、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。
- このため、働くことを希望する障害者について、様々な支援機関が連携した円滑な移行支援が行えるよう、支援対象者のアセスメント及び関係機関のコーディネートを行う。

1 事業概要

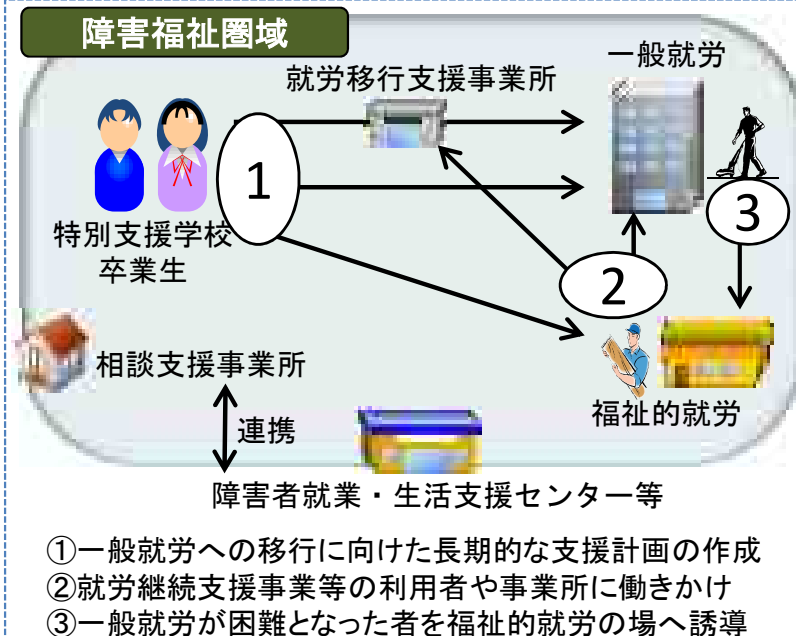
特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者、一般就労者等、就労可能な障害者について、適切なアセスメントを行うとともに、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、就労系福祉サービス事業所等、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、各障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援する。

2 実施主体：都道府県

3 補助率：1/2

4 積算

$$4,709千円 \times 9か所 \times 1/2 = 21,191千円$$



【施策の効果】

- 障害者が能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を関係機関が連携して行うことにより、一般就労へ移行する障害者が増加するとともに、一般就労が困難な者についても、福祉的就労の場で適切な支援を受けながら働くことが可能となる。

8 障害者優先調達推進法について

(1) 調達方針の作成について

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための「調達方針」を作成しなければならないこととされている。

これは、法に定められた義務となっているにもかかわらず、都道府県においては、全都道府県において調達方針が作成されている一方で、市町村においては、調達方針が作成されていないため、調達実績がない市町村もある。

都道府県別の状況を見ると、管内全ての市町村が作成しているところもあれば、作成率が低いところもある。調達方針の作成率は年々上昇しているものの、平成 30 年 3 月 31 日時点における調達方針の作成率は、市町村で 95.2%となっている。【関連資料 1】

調達方針の作成は、法に定められた義務であることから、地域に障害者就労施設等がない場合でも、例えば障害者就労施設等において生産されている災害用備蓄物品等を購入するなど、国及び地方公共団体等が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、障害者就労施設等からの物品等に対する我が国全体の需要を推進することが重要であるとともに、様々な生産活動や就労の機会を得ることで、能力が高まり一般就労につながる障害者もいることから、調達方針の作成について徹底し、調達の推進に取り組んでいただきたい。

また、平成 28 年度から各都道府県の管内市町村の調達方針作成率を公表するとともに、調達方針未作成の自治体名についても厚生労働省のホームページに公表している。

なお、例年お願いしているところであるが、平成 31 年度（2019 年度）の調達方針については、今年度中に作成することが望ましいが、遅くとも 2018 年度の出納整理期間が終わる 2019 年 5 月には未作成の市町村も含めて作成できるよう、速やかな作成をお願いするとともに、2019 年度中に管内市町村の調達方針の作成率を 100%としていただきたい。

（参考 URL：平成 29 年度末現在の市町村ごとの調達方針作成状況）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000451071.pdf>

(2) 障害者就労施設等からの調達の促進について

① 平成 29 年度の調達実績について

平成 29 年度の都道府県における調達実績は、約 28 億円、市町村における調達実績は約 124 億円であり、国等も含めた合計では約 177 億円と、平成 28 年度から約 6 億円増加したところであり、障害者優先調達推進法施行後、4 年連続で増加している。【関連資料 2】

同法第 9 条第 5 項において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、会計年度が終了した後、遅滞なく障害者就労施設等からの調達実績の概要をとりまとめ公表することとされているので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、平成 30 年度分の調達実績については、可能な限り早期にとりまとめ、6 月中を目途に公表していただくようお願いしたい。公表に際しては、物品・役務の別や調達先の内訳など、少なくとも別添資料のような項目が公表されていることが望ましいので、ご参照の上、公表内容が分かりやすいものとなるよう努めていただきたい。【関連資料 3】

また、厚生労働省においても、障害者優先調達推進法に関する基本方針に基づき、都道府県、市町村及び地方独立行政法人における調達実績について把握し、概要をとりまとめ公表していることから、各都道府県の調達実績に加え、管内市町村及び地方独立行政法人の調達実績についても、各都道府県を通じて調査をお願いするので、引き続きご協力をお願いしたい。

② 全庁的な取組や更なる調達の推進について

平成 29 年度の国や都道府県等における障害者就労施設等からの調達実績は、全体で約 177 億円であり、平成 28 年度から約 6 億円増加しているものの、前年度よりも実績が落ちている自治体、実績が低い自治体や実績がない自治体も散見される場所である。

昨年 11 月に、「「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」を踏まえた、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく取組の推進について」(平成 30 年 11 月 12 日障障発 1122 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長)においても依頼しているが、毎年作成する調達方針における目標を達成するなど引き続き障害者優先調達推進法に基づく取組を推進していただきたい。

また、昨年 12 月からは、国、都道府県だけでなく全市町村ごとの調達実績額や、国、都道府県、市町村等の担当・連絡先も厚生労働省のホームページにおいて公表しているので、実績額の多い市町村の取組なども参考に取組を進めていただきたい。

(参考 URL : 市町村における調達実績額、担当窓口一覧)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02399.html

都道府県等における物品等の調達には様々な分野で行われることから、調達の促進を図るためには、福祉部局だけではなく、契約主体となり得る全ての部局において積極的に発注に取り組むことが必要である。

各都道府県におかれては、出先機関等も含めた全庁的な調達の促進に取り組むことができるよう、調達推進体制の整備や調達事例の提供などに積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村等に対しても、全庁的な取組が行われるよう周知いただきたい。

また、平成 27 年度の工賃向上計画支援事業の共同受注窓口による受注促進支援として、特定非営利活動法人日本セルフセンターにおいて、就労継続支援 B 型事業所等が提供する物品等を紹介する全国版の共同受注窓口サイトであるナイスハートネットを開設し、厚労省のホームページにリンクを貼っているの、管内の市町村や事業所など、幅広く周知し、発注にあたり積極的に活用していただくとともに、全国の障害者就労施設等の情報に関する厚生労働省のホームページにおいて参照可能としているので活用していただきたい。

(参考 URL : 全国共同受注窓口サイト)

<http://japan.nice-heart-net.jp/>

(障害者就労施設等情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02816.html

③ 共同受注窓口の活用について

共同受注窓口については、基本方針において、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととされており、調達実績に含まれることとなる。

共同受注窓口は、量や質の担保のみならず、好事例の共有など、各事業所の質の向上にも資するものであり、工賃向上計画支援等事業の基本事業においても共同受注窓口を活用した品質向上支援に係る経費を補助対象としているので、積極的に活用いただきたい。

また、平成 28 年度から工賃向上計画支援等事業の特別事業において、共同受注窓口において自治体、障害関係団体、障害者就労施設、企業等による協議会を設置することにより、障害者就労施設が提供する物品等の情報提供体制の整備や、新たな官公需や民需の創出を図るための取組に対する支援を行う予算（補助率 10/10）を確保しているので、共同受注窓口の体制を強化するためにも、積極的に活用していただきたい。【関連資料 4】

なお、いくつかの自治体においては、共同受注窓口や特例子会社等についても地方自治法施行令第167条の2及び地方自治法施行規則第12条の2の3の規定に基づき、随意契約の対象とする認定の手続きをとっているため、参考にさせていただきたい。

④ 官公庁・自治体における取組事例等について

官公庁からの発注事例としては、報告書・冊子・ポスター等の印刷や、庁舎の雑草駆除等の役務に加え、公園管理等の業務委託や、イベント等で使用する備品等の購入、小型電子機器の再資源化処理の委託などが挙げられ、自治体では共同受注窓口を活用した取組や分割発注を行うなどの工夫を行って調達実績を上げているところもある。

また、平成29年3月に内閣府から、災害時用備蓄物品の障害者就労施設等からの優先調達への配慮を求められたところである【関連資料5】

厚生労働省のホームページでは、各省庁における優先調達事例や障害者就労施設等での物品及び役務の提供例（印刷、ウエス、花卉、クリーニング、防災グッズ）や自治体の取組事例を掲載しているため、障害者就労施設等からの調達の促進にあたり参考にさせていただきたい。

各都道府県等におかれても、庁内における発注事例を収集し、各部署に情報提供するなどの取組をお願いしたい。

(参考URL：障害者優先調達推進法の推進にむけた自治体等の取組事例)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000066983.html>

⑤ 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」も踏まえた取組の推進について

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」を踏まえた、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく取組の推進について」（平成30年11月12日障障発1122第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）においても通知したところであるが、今後、障害者優先調達推進法の更なる推進に向けて、障害者就労施設等からの調達において創意・工夫等している取組なども順次情報提供していく予定であることから、各都道府県・市町村におかれても、調達方針において定めている目標達成に向けて、引き続き積極的に取り組んでいただくことをお願いしたい。【関連資料6】

市区町村の調達方針作成状況(平成28年度)

※平成29年3月31日時点

| | 対象市区町村 | 作成済み市区町村 | 未作成市区町村 | 策定割合 |
|------------|--------------|--------------|------------|--------------|
| 全国計 | 1,741 | 1,623 | 118 | 93.2% |
| 北海道 | 179 | 129 | 50 | 72.1% |
| 青森県 | 40 | 39 | 1 | 97.5% |
| 岩手県 | 33 | 29 | 4 | 87.9% |
| 宮城県 | 35 | 32 | 3 | 91.4% |
| 秋田県 | 25 | 21 | 4 | 84.0% |
| 山形県 | 35 | 35 | 0 | 100.0% |
| 福島県 | 59 | 50 | 9 | 84.7% |
| 茨城県 | 44 | 44 | 0 | 100.0% |
| 栃木県 | 25 | 25 | 0 | 100.0% |
| 群馬県 | 35 | 33 | 2 | 94.3% |
| 埼玉県 | 63 | 63 | 0 | 100.0% |
| 千葉県 | 54 | 53 | 1 | 98.1% |
| 東京都 | 62 | 53 | 9 | 85.5% |
| 神奈川県 | 33 | 32 | 1 | 97.0% |
| 新潟県 | 30 | 27 | 3 | 90.0% |
| 富山県 | 15 | 15 | 0 | 100.0% |
| 石川県 | 19 | 19 | 0 | 100.0% |
| 福井県 | 17 | 17 | 0 | 100.0% |
| 山梨県 | 27 | 27 | 0 | 100.0% |
| 長野県 | 77 | 77 | 0 | 100.0% |
| 岐阜県 | 42 | 42 | 0 | 100.0% |
| 静岡県 | 35 | 35 | 0 | 100.0% |
| 愛知県 | 54 | 54 | 0 | 100.0% |

| | 対象市区町村 | 作成済み市区町村 | 未作成市区町村 | 策定割合 |
|------|--------|----------|---------|--------|
| 三重県 | 29 | 28 | 1 | 96.6% |
| 滋賀県 | 19 | 17 | 2 | 89.5% |
| 京都府 | 26 | 26 | 0 | 100.0% |
| 大阪府 | 43 | 43 | 0 | 100.0% |
| 兵庫県 | 41 | 38 | 3 | 92.7% |
| 奈良県 | 39 | 34 | 5 | 87.2% |
| 和歌山県 | 30 | 30 | 0 | 100.0% |
| 鳥取県 | 19 | 19 | 0 | 100.0% |
| 島根県 | 19 | 19 | 0 | 100.0% |
| 岡山県 | 27 | 27 | 0 | 100.0% |
| 広島県 | 23 | 23 | 0 | 100.0% |
| 山口県 | 19 | 19 | 0 | 100.0% |
| 徳島県 | 24 | 24 | 0 | 100.0% |
| 香川県 | 17 | 17 | 0 | 100.0% |
| 愛媛県 | 20 | 20 | 0 | 100.0% |
| 高知県 | 34 | 34 | 0 | 100.0% |
| 福岡県 | 60 | 60 | 0 | 100.0% |
| 佐賀県 | 20 | 20 | 0 | 100.0% |
| 長崎県 | 21 | 21 | 0 | 100.0% |
| 熊本県 | 45 | 45 | 0 | 100.0% |
| 大分県 | 18 | 18 | 0 | 100.0% |
| 宮崎県 | 26 | 26 | 0 | 100.0% |
| 鹿児島県 | 43 | 37 | 6 | 86.0% |
| 沖縄県 | 41 | 27 | 14 | 65.9% |

※障害福祉課調べ(各都道府県を通じて集計)

※ は調達方針の策定割合が80%未満

※市町村には特別区を含む

市区町村の調達方針作成状況(平成29年度)

※平成29年5月31日時点

| | 対象市区町村 | 作成済み市区町村 | 未作成市区町村 | 作成割合 |
|------------|--------------|--------------|------------|--------------|
| 全国計 | 1,741 | 1,219 | 522 | 70.0% |
| 北海道 | 179 | 104 | 75 | 58.1% |
| 青森県 | 40 | 28 | 12 | 70.0% |
| 岩手県 | 33 | 25 | 8 | 75.8% |
| 宮城県 | 35 | 15 | 20 | 42.9% |
| 秋田県 | 25 | 15 | 10 | 60.0% |
| 山形県 | 35 | 35 | 0 | 100.0% |
| 福島県 | 59 | 45 | 14 | 76.3% |
| 茨城県 | 44 | 29 | 15 | 65.9% |
| 栃木県 | 25 | 18 | 7 | 72.0% |
| 群馬県 | 35 | 20 | 15 | 57.1% |
| 埼玉県 | 63 | 51 | 12 | 81.0% |
| 千葉県 | 54 | 28 | 26 | 51.9% |
| 東京都 | 62 | 35 | 27 | 56.5% |
| 神奈川県 | 33 | 22 | 11 | 66.7% |
| 新潟県 | 30 | 18 | 12 | 60.0% |
| 富山県 | 15 | 11 | 4 | 73.3% |
| 石川県 | 19 | 8 | 11 | 42.1% |
| 福井県 | 17 | 17 | 0 | 100.0% |
| 山梨県 | 27 | 24 | 3 | 88.9% |
| 長野県 | 77 | 67 | 10 | 87.0% |
| 岐阜県 | 42 | 41 | 1 | 97.6% |
| 静岡県 | 35 | 31 | 4 | 88.6% |
| 愛知県 | 54 | 44 | 10 | 81.5% |

| | 対象市区町村 | 作成済み市区町村 | 未作成市区町村 | 作成割合 |
|------|--------|----------|---------|--------|
| 三重県 | 29 | 19 | 10 | 65.5% |
| 滋賀県 | 19 | 4 | 15 | 21.1% |
| 京都府 | 26 | 21 | 5 | 80.8% |
| 大阪府 | 43 | 32 | 11 | 74.4% |
| 兵庫県 | 41 | 25 | 16 | 61.0% |
| 奈良県 | 39 | 34 | 5 | 87.2% |
| 和歌山県 | 30 | 23 | 7 | 76.7% |
| 鳥取県 | 19 | 19 | 0 | 100.0% |
| 島根県 | 19 | 11 | 8 | 57.9% |
| 岡山県 | 27 | 22 | 5 | 81.5% |
| 広島県 | 23 | 16 | 7 | 69.6% |
| 山口県 | 19 | 12 | 7 | 63.2% |
| 徳島県 | 24 | 21 | 3 | 87.5% |
| 香川県 | 17 | 12 | 5 | 70.6% |
| 愛媛県 | 20 | 20 | 0 | 100.0% |
| 高知県 | 34 | 12 | 22 | 35.3% |
| 福岡県 | 60 | 38 | 22 | 63.3% |
| 佐賀県 | 20 | 11 | 9 | 55.0% |
| 長崎県 | 21 | 20 | 1 | 95.2% |
| 熊本県 | 45 | 27 | 18 | 60.0% |
| 大分県 | 18 | 15 | 3 | 83.3% |
| 宮崎県 | 26 | 20 | 6 | 76.9% |
| 鹿児島県 | 43 | 33 | 10 | 76.7% |
| 沖縄県 | 41 | 21 | 20 | 51.2% |

※障害福祉課調べ(各都道府県を通じて集計)

※ は調達方針の策定割合が80%未満

※市町村には特別区を含む

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組状況

(平成25年度(法施行後)から平成29年度までの障害者就労施設等からの調達実績)

- 調達実績は、国、独法等、都道府県、市町村、地方独法の各合計額において、すべて前年度を上回る。
- 全体の合計額についても、法施行後、4年連続で増加。

(平成30年12月18日現在)

| | 平成25年度 | | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 平成28年度 | | 平成29年度 | | 増減 (28' → 29') | |
|----------|--------|---------|--------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|----------|-------------------|---------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 国 | 2,628 | 5.6億円 | 4,491 | 6.38億円 | 4,878 | 6.44億円 | 5,769 | 8.17億円 | 5,875 | 8.51億円 | 106 | +0.34億円 |
| 独立行政法人等 | 3,062 | 6.9億円 | 4,474 | 8.24億円 | 5,052 | 9.96億円 | 5,819 | 10.40億円 | 6,847 | 13.15億円 | 1,028 | +2.75億円 |
| 都道府県 | 14,596 | 21.4億円 | 18,368 | 25.91億円 | 21,537 | 26.71億円 | 23,640 | 25.16億円 | 24,814 | 27.51億円 | 1,174 | +2.35億円 |
| 市町村 | 43,481 | 86.6億円 | 57,974 | 106.05億円 | 68,613 | 110.57億円 | 79,861 | 123.85億円 | 95,288 | 124.22億円 | 15,427 | +0.37億円 |
| 地方独立行政法人 | 1,150 | 2.5億円 | 3,751 | 4.67億円 | 2,783 | 3.55億円 | 2,001 | 3.57億円 | 85,080 | 3.90億円 | 83,079 | +0.33億円 |
| 合計 | 64,917 | 123.0億円 | 89,058 | 151.25億円 | 102,863 | 157.23億円 | 117,090 | 171.15億円 | 217,904 | 177.29億円 | 100,814 | +6.24億円 |

公表フォーマット(参考例)

平成30年度 ○○県(○○市)(地方独立行政法人○○)における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

| 調 達 先 | 物品 | | | | | | | | | | 役務 | | | | | | | | | | 合計 (物品+役務) | | うち 随意 契約 | | | | | | |
|-----------------------------------------------------------------|-----------------|-----------|-------------|-----------|-----------|-----------|-----------------|-----------|-----|-----------|---------|-----------|-------------|-----------|------------------|-----------|---------------------|-----------|------------------|-----------|---------------|-----------|----------------|-----------|-------------|-----------|-----|-----------|---|
| | ① 事務用品 書籍 | | ② 食料品・飲料 | | ③ 小物雑貨 | | ④ その他の 物品 | | 物品計 | | ① 印刷 | | ② クリーニング | | ③ 清掃・ 施設管理 | | ④ 情報処理 テープ起こし | | ⑤ 飲食店等 の運営 | | | | | | ⑥ その他の役務 | | 役務計 | | |
| | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) | |
| 就労継続支援A型 就労継続支援B型 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所 | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 共同受注窓口 | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体 | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※ 物品・役務の品目分類については、別紙の分類例を参照の上作成。

関連資料3

障害者就労施設等からの物品等の調達実績の報告様式

| 都道府県名、市町村名 及び 地方独立行政法人 | 調 達 先 | 物品 | | | | | | | | 役務 | | | | | | | | | | 合計 (物品+役務) | | うち 随意 契約 | | | | | | | |
|-------------------------------|-------------|-----------------|-------|-------------|-------|-----------|-------|-----------------|-------|-----|-------|---------|-------|-------------|-------|------------------|-------|---------------------|-------|------------------|-------|----------------|-------|-----|---|----|-----------|----|-----------|
| | | ① 事務用品 書籍 | | ② 食料品・飲料 | | ③ 小物雑貨 | | ④ その他の 物品 | | 物品計 | | ① 印刷 | | ② クリーニング | | ③ 清掃・ 施設管理 | | ④ 情報処理 テープ起こし | | ⑤ 飲食店等 の運営 | | ⑥ その他の役務 | | 役務計 | | 件数 | 金額 (円) | 件数 | 金額 (円) |
| | | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) | 件数 | 金額(円) | | | | | | |
| □□県 | a | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | b | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | c | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| □□市 | a | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | b | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | c | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| □□町 | a | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | b | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | c | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 市町村合計 | a | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | b | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | c | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 地方独立 行政法人名 | a | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | b | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | c | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 地方独立 行政法人名 | a | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | b | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | c | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 地方独立行政 法人合計 | a | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | b | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | c | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 合計 (都道府県+市町村+地 方独立行政法人) | a | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | b | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | c | | | | | | | | 0 | 0 | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| | 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

※物品・役務の品目分類例、調達先の分類については、別紙の分類例を参照してください。

※市町村、地方独立行政法人の記入欄については必要に応じて行を追加してください。

分類例

【物品・役務の品目分類例】

| | 品目 | 具体例 |
|--------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 物 品 | ①事務用品・書籍 | 筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など |
| | ②食料品・飲料 | パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など |
| | ③小物雑貨 | 衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など |
| | ④その他の物品 | 机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品 |
| 役 務 | ①印刷 | ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷 |
| | ②クリーニング | クリーニング、リネンサプライ など |
| | ③清掃・施設管理 | 清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など |
| | ④情報処理・テープ起こし | ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など |
| | ⑤飲食店等の運営 | 売店、レストラン、喫茶店 など |
| | ⑥その他のサービス・役務 | 仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など |

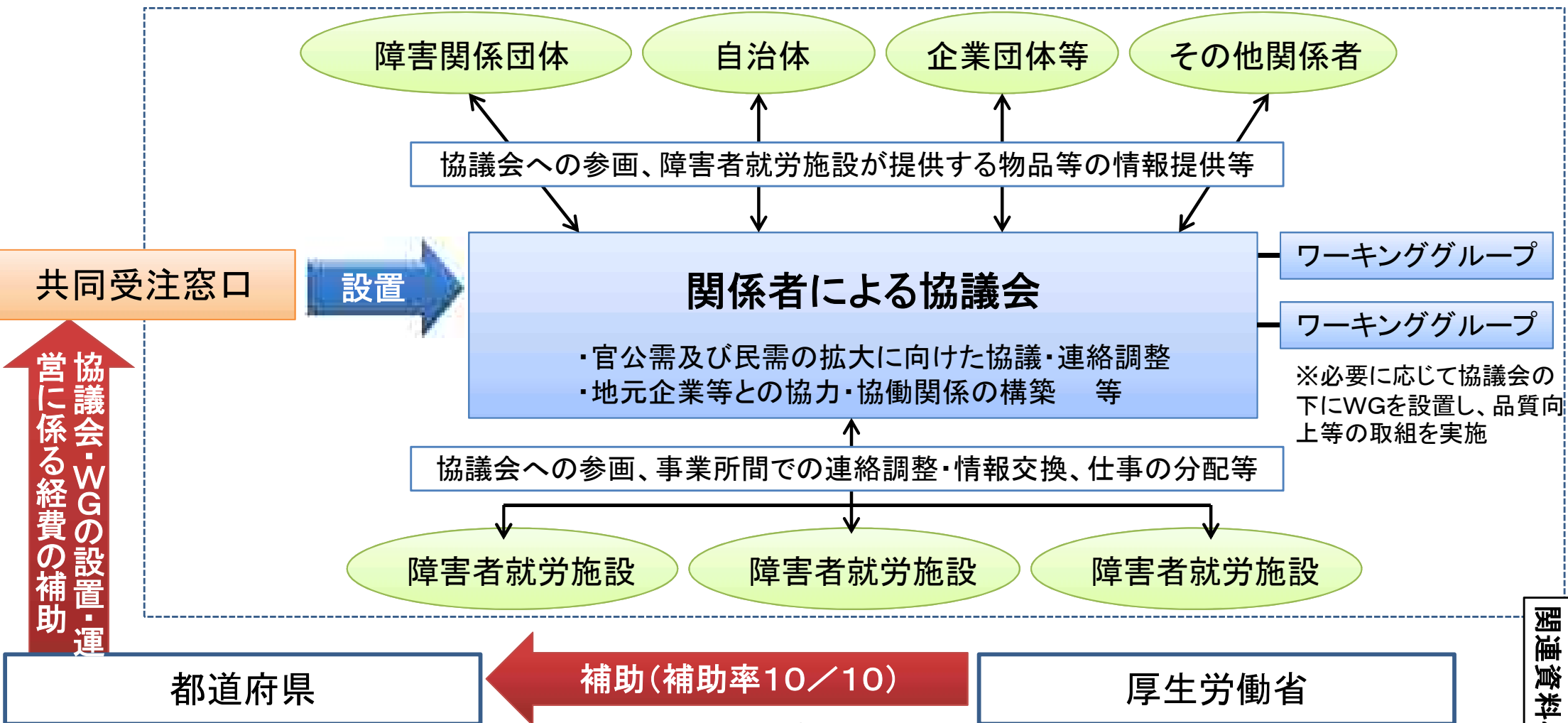
【調達先の分類】

| | | |
|---|--------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| a | 就労継続支援A型・B型 | 障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。 |
| | 就労移行支援 | 障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。 |
| | 生活介護 | 障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。 |
| | 障害者支援施設 | 障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る) |
| | 地域活動支援センター | 障害者総合支援法第5条第27項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。 |
| | 小規模作業所 | 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。 |
| b | 共同受注窓口 | 受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。 |
| c | 特例子会社 | 障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。 |
| | 重度障害者多数雇用事業所 | 重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。 |
| | 在宅就業障害者 | 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。 |
| | 在宅就業支援団体 | 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。 |

共同受注窓口による情報提供体制の構築

| | | | |
|------------------------|---|------------------------|----------------------|
| 平成30年度予算額 359,513千円 | → | 平成31年度予算案 560,363千円 | 差引増▲減額 +200,850千円 |
| (地域生活支援促進事業の内数) | | | |

- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置し、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワークシェアリングや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する(必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む)。



府政防第251号

平成29年3月13日

厚生労働省大臣官房技術・国際保健総括審議官 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

加藤 久喜

（公印省略）

災害時用備蓄物品に係る障害者就労施設等からの調達について（周知）

平素より、防災行政に格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成25年4月に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）に基づき、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品を調達するよう努めなければならないとされているところです。

一方、各省各庁におかれましては、災害時（首都直下地震）における業務継続確保の観点から、必要な食料品等の備蓄物品の調達に取り組んでいるものと存じます。

厚生労働省では、別添のとおり、障害者就労施設等において生産されている災害用備蓄物品等の事例を取りまとめているので、御参照の上、今後、各省各庁における当該備蓄物品に係る障害者就労施設等からの優先的な調達について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

以上

優先発注が可能な事業品目例 【 防災グッズ 】



事業所での作業の様子



防災グッズショールーム



保存用パン缶入れ

調達可能な品目例

- 転倒防止・耐震固定器具／火災対策用品／OA機器対策用品／ガラス飛散防止フィルム／防災エプロン など
- 非常用持出袋(避難セット)／防災頭巾／ヘルメット／防煙マスク・防煙フード／救急セット／衛生用品／キャリーマット(担架)／救助用工具など
- 食糧・水保存食料各種／保存飲料水折りたたみポリ容器／非常用給水袋
- ハイパワー加熱セット／カセットコンロ／クイックコンロ／缶入り燃料など
- ラジオ／メガホン／照明・懐中電灯・ローソク・乾電池／簡易トイレ／衛生品／除菌・消臭剤
- 簡易筆談器／補聴器バッテリーパック／テレビが聴けるラジオ(操作ボタンの点字表記、チャンネルの音声ガイダンス)／視覚障害者用防災ベスト

事業の背景

- 防災グッズ事業には、障害者が行う多様な作業があり、上記のような防災グッズ専用のショールームを持ち、全国のシェアの多くを占める事業所もあります。
その場合、商品販売にかかる受注作業・在庫管理・接客・発送業務等の一連の作業があります。
- 防災用の保存食(パン)製造においては、食品製造の一連の作業があり、食品製造の作業から、包装(缶入れ)作業や発送作業といった業務も多くあります。
- 防災グッズは、官公庁でも必要であり、市区町村や省庁において、職員用の備蓄や住民用の備蓄等多様なニーズも多く、優先調達に適している事業品目であると言えます。

生産品例



防災グッズ



保存用パン

発注にあたって

発注にあたっては、それぞれの事業所によって扱っているグッズが異なる場合があるため、事業所等に確認してください。

防災グッズ事業の優先調達事例

事業所の強みを活かして防災グッズ事業を開始。震災への備えから新たなニーズ開拓。

本事例のポイント

- 事業所に従来あった強みを活かして、新たな事業展開を進めた事例。
- 近年の防災意識の高まりから、今までになかった発注ニーズを生み出しています。

取組概要

- 新たな発想により新規の事業展開(防災グッズ)をスタートした。
- 事業所内のアセスメントを行い、事業所の強みを分析した上で、新たな事業展開を行うことが発注促進につながっています。

例①



パン工場を立ち上げ防災食料品を製造



自法人で作成した缶にパンを入れ保存する

例②



防災品展示センターを設置して、防災グッズを販売する。



今後の発注促進に向けて

防災グッズはアイテム数が多く、保存食も含めたグッズは、製造から販売まで数多くの工程に分かれています。現在のニーズの高さを考えると、更に数多くの事業所が取り組める事業です。

障害者優先調達推進法に基づく調達を一層促進するための取組

厚生労働省では、障害者優先調達推進法に基づく調達を一層促進するため、以下を実施。

- 厚生労働省ホームページにおいて以下を周知
 - 各省庁の取組事例（平成26年度から実施）
 - 障害者就労施設等での物品及び役務の提供例（平成26年度から実施）
 - 都道府県、市町村における取組事例（平成28年度から実施）
 - 調達方針の未作成市町村名の公表（平成28年度から実施）
- 上記に加え、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」も踏まえ、本年度から、次の取組を実施
 - **新規** 市町村ごとの調達実績額（平成29年度分）の公表※
※ 各省庁、都道府県ごとの調達実績額は平成26年度（平成25年度分）から実施済
 - **新規** 国、都道府県、市町村等の担当・連絡先の公表
 - **新規** 各省庁における調達方針及び調達方針に定める目標一覧の公表
- 今後、各機関において創意・工夫等している取組事例なども情報提供予定

【参考】 公務部門における障害者雇用に関する基本方針（抄）（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）

3. 国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大

(3) 障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組の推進

イ 障害者優先調達推進法に基づく、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

- ・ 各府省は、障害者雇用の推進と併せ、障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組を推進する観点から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達を着実に推進する。
- ・ 具体的には、各府省は、調達方針において定めている目標の達成に向けて取り組む。また、厚生労働省は、各府省に対し、対象となる障害者就労施設等に関する詳細な情報や創意・工夫等している取組事例を提供する。これらの取組などにより各府省の調達の推進等に向けた取組を進める。